

令和4年度第1回龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会

日 時：令和4年6月24日（金）

午後1時30分から

場 所：龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 委員長及び副委員長の選任について

(2) 令和3年度地域福祉計画の進行管理について

(3) 龍ヶ崎市第3期地域福祉計画（素案）について

5 その他

6 閉 会

龍社第204号
令和4年6月24日

龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会委員長 殿

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市第3期地域福祉計画の策定について（諮問）

みだしのことについて、龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて貴会の意見を求めます。

記

【諮問理由】

本市では、地域における実情を一番良く知る地域住民が主役となって、相互に協力し合い、助け合い、地域福祉の充実につながる活動を促進するとともに、市民との協働によるまちづくりを推進してまいりました。

また、令和2年の年明けから猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、当初平成33年度（令和3年度）までとしていた現計画の計画期間を、令和4年12月まで、9か月延長することとしました。

このような中、本年末に同計画の計画期間が満了となることから、この度、令和5年1月から令和13年3月までの8年3か月を計画期間とする「龍ヶ崎市第3期地域福祉計画」を策定することとしました。策定にあたっては、市民や地域福祉に携わる方々のご意見を聴取するとともに、龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会のご提言をいただき、本計画に反映していきたくため諮問するものです。

第3期地域福祉計画 策定スケジュール

1月～11月	アンケート（地区コミュニティ，一般市民）
7月～11月	ヒアリング（主要所管課，関係団体）
11月～12月	調査内容・進行管理（実績）の集計，課題整理
1月	推進委員会（骨子案提出）
1月～3月	ヒアリング（関係各課）
6月から7月	推進委員会（素案提出，計画案提出，諮問）
7月	関係各課との内容調整，策定委員会
8月上旬～中旬	庁議
8月下旬～9月上旬	議会説明 パブリックコメント用原稿作成締切
9月下旬～10月	パブリックコメント実施
11月	パブリックコメント意見反映・修正後，庁議
12月上旬～中旬	推進委員会（最終稿の確認・答申）
12月下旬	完成

龍ヶ崎市第2期地域福祉計画 進行管理シート

評価：A…目標達成・順調 B…概ね順調 C…課題がある D…見直しが必要

基本目標 やさしい思いやりの心を育てる					
基本施策 1-1 地域福祉を担う人づくり（地域福祉計画 P45～）					
1-1-1 地域福祉意識の向上	所管課	令和3年度実施計画（スケジュール・目標値など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標値など）
○ 中核的な地域コミュニティの未設立地区への啓発 住民自治組織の代表者を中心とした意見交換会を必要に応じて開催し、設立されている地区の活動内容の紹介や中核的な地域コミュニティの必要性を説明し、住民意識の啓発を行います。	コミュニティ推進課	令和元年度に13地区協議会すべてに地域コミュニティ協議会が発足し、目標を完遂した。			
○ 中核的な地域コミュニティや住民自治組織の活動紹介 中核的な地域コミュニティや住民自治組織の活動をホームページや広報紙で紹介しします。	コミュニティ推進課	中核的な地域コミュニティが開催するイベントや各種講座について、市公式ホームページやりゅうほーに掲載し周知を行う。	中核的な地域コミュニティが開催するイベントや各種講座について、市公式ホームページや市広報紙に掲載し周知を行った。 また、各中核的な地域コミュニティが行った活動をまとめた「コミュニティNEWS」を作成し、各コミュニティセンターにて配布した。	B	中核的な地域コミュニティが開催するイベントや各種講座について、市公式ホームページや市広報紙に掲載し周知を行う。
○ 講演会・フォーラムの開催 福祉意識を高めるため、認知症予防や在宅医療・介護、障がい者理解などの講演会・フォーラムを開催します。	社会福祉課 健幸長寿課	「認知症講演会」を実施する。 実施予定日：令和4年3月（予定） 場 所：大昭ホール龍ヶ崎 （龍ヶ崎市文化会館）大ホール 講 師：東京医科大学茨城医療センター メンタルヘルス科 東 晋二教授	（社会福祉課） 東日本大震災時における障がい者の状況と支援者の活動を描いた映画、「星に語りて～Starry Sky～」の上映会を実施。 実施日：令和4年3月12日 場 所：大昭ホール龍ヶ崎 （龍ヶ崎市文化会館）大ホール 来場者数：272名 ボランティア28名 （健幸長寿課） 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を考慮し、認知症講演会は中止した。	B	講演会の実施に向け、日時、開催方法を検討しながら、各方面と調整を図る。
○ 出前講座の開催 出前講座のメニューである介護予防や介護保険、障がい者の福祉制度、子育て支援、防犯・防災などが地域住民に浸透していくようPRを強化し、様々な機会を活用を促進します。 （平成33年度目標値：出前講座開催数80回）	文化・生涯学習課	市公式ホームページ及びりゅうほーで事業の周知を行う。 （令和2年度の実績・35回→令和3年度目標値・80回）	市公式ホームページ及び市広報紙で事業内容について周知した。 （令和3年度の実績・35回 →令和4年度目標値・80回）	C	市公式ホームページ及び市広報紙で事業の周知を行う。 （令和4年度目標値・80回）
○ 学校における心の育成 小中学生と地域住民との交流などを促進し、やさしい思いやりの心を育てます。	指導課	交流や地域人材活用については、新型コロナウイルス感染症状況を正確に把握し、対面式やオンラインなど学習活動を工夫し、地域との交流を進める。 地域の方々との交流を通して「感謝の気持ち」や「郷土を大切にすること」を育む。 今年度に関しては数値目標は設定できないが、コロナ禍の中でもできる地域との交流を推進していく。 （地域人材を活用した授業：市内17校で実施） （地域人材の年間活用延人数：4,000人）	新型コロナウイルス感染症状況を正確に把握し、対面式やオンラインなど学習形態を工夫し、以下に示す交流活動を行った。 【実施例】 理科体験学習、茶道教室、農業体験、性の健康教育、職業人の話を聴く会、薬物乱用防止教室、環境教育アドバイザーによる観察実験 地域の方々との交流を通して「感謝の気持ち」や「郷土を大切にすること」を育むことができた。 （地域人材を活用した授業：市内17校で実施） （地域人材の年間活用延人数：392人）	B	龍の子人づくり学習を推進していく中で、新型コロナウイルス感染症状況を正確に把握し、対面式やオンラインなど学習形態を工夫し、地域との交流を進める。 地域の方々との交流を通して「感謝の気持ち」や「郷土を大切にすること」を育む。 （地域人材を活用した授業：市内16校で実施） （地域人材の年間活用延人数：4,000人）

1-1-2 地域福祉を支える人材の発掘・育成	所管課	令和3年度実施計画（スケジュール・目標値など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標値など）
<p>○ ボランティアを育成する養成講座の開催 介護予防体操の「いきいきヘルス体操」を指導するシルバーリハビリ体操指導士、高齢者の体力維持向上の「元気アップ体操」を指導する元気アップ体操指導員、聴くことで気持ちに寄り添うお話を運営する「思い出を語ろうかい」を運営する傾聴ボランティアを養成します。 （平成33年度目標値： シルバーリハビリ体操指導士数80人 元気アップ体操指導員数45人 傾聴ボランティア数40人）</p>	健幸長寿課	<p>令和2年度内に養成ができなかったシルバーリハビリ体操1級指導士養成を完了する。 また、シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会並びに元気アップ体操指導員養成講座を開催し、担い手の養成を行う。</p>	<p>令和2年度に中止となったシルバーリハビリ体操1級指導士3人の養成を完了した。 新たに養成された1級指導士を講師として、シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会（5日間）を開催し、3人が指導士会に入会した。 元気アップ体操指導員養成講座（5日間）を開催し、指導員3人を養成した。</p>	B	<p>10月にシルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会を開催し、引き続き担い手の養成を行う。 元気アップ体操指導員については、養成修了者に対してスキルアップ研修会を開催し、体操の実指導の均一化・スキルアップを図る。</p>
<p>○ 人材バンクの推進 生涯学習の広い分野で知識・技能・経験を持つ方に登録をしていただき、その情報を指導者や講師を探す個人・団体などに提供する人材バンクが、地域住民に浸透していくようPRを強化します。</p>	文化・生涯学習課	<p>市公式ホームページ及びりゅうほーで広報。制度についての紹介のほか、新規の講師について、取材を行い市公式ホームページに掲載する（随時）。 （令和2年度の紹介実績・9件→令和3年度目標・20件）</p>	<p>市公式ホームページ及び市広報紙で事業内容について周知した。 （令和3年度の紹介実績・8件 →令和4年度目標・20件）</p>	C	<p>市公式ホームページ及び市広報紙で広報。制度についての紹介のほか、新規の講師について、取材を行い市公式ホームページに随時掲載する。 （令和4年度目標・20件）</p>
<p>○ 中核的な地域コミュニティの未設立地区でのリーダーの発掘 住民自治組織の代表者を中心とした意見交換会を必要に応じて開催し、他地区における活動内容の紹介や中核的な地域コミュニティの必要性を説明し、住民意識の啓発を行います。さらに、中核的な地域コミュニティの推進役となるリーダーの発掘に努めます。</p>	コミュニティ推進課	<p>令和元年度に13地区協議会すべてに地域コミュニティ協議会が発足し、目標を完遂した</p>			

龍ヶ崎市第2期地域福祉計画 進行管理シート（社会福祉協議会）

評価：A…目標達成・順調 B…概ね順調 C…課題がある D…見直しが必要

基本目標 1 やさしい思いやりの心を育てる

基本施策 1-1 地域福祉を担う人づくり（地域福祉計画 P45～）

1-1-1 地域福祉意識の向上	所管係	令和3年度実施計画（スケジュール・目標など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標など）
<p>○福祉出前講座の充実</p> <p>車いすやアイマスク体験など福祉出前講座を、小中学校をはじめ中核的な地域コミュニティや住民自治組織などに広くPRすることで、活用を促進します。また、講座の内容も充実します。</p> <p>目標値：令和3年度…30回 （平成29年度…39回・目標達成）</p>	地域福祉係	<p>小中学校の校長会において新型コロナウイルス感染症対策に応じた福祉出前講座について説明を行い、総合的な学習の時間などにおいて活用いただけるよう努める（5月）。</p> <p>また、地域コミュニティにおいては、地域訪問時に説明を行い促進を図る。</p> <p>そのほか、「ホームページ」などにも掲載し広くPRをして、普及に努める。</p>	<p>校長会にて福祉出前講座について案内し、総合的な学習の時間などに活用いただけるよう努めた。感染対策を踏まえた実施方法を提案し、学校からの学習プランの相談に応じた。令和3年度は、ボランティアとの連携により、車いす体験を3回、教師を通じた点字体験を5回、リモートによる手話体験を1回、アイマスク体験を2回、盲導犬講話を1回、高齢者疑似体験セットや手話DVDなどの備品貸出を含め、合計19回実施することができた。</p> <p>しかしながら、地域コミュニティなどにおいては、活動を控えている地域が多く、実施できなかった。今後も引き続き、コロナ禍でも行えるよう検討が必要がある。</p>	B	<p>小中学校の校長会において新型コロナウイルス感染症対策に応じた福祉出前講座について説明を行い、総合的な学習の時間などにおいて活用いただけるよう努める（5月）。</p> <p>また、地域コミュニティにおいても広く活用されるよう、地域訪問時にチラシを用いながら説明を行い、促進を図る。そのほか、「ホームページ」などにも掲載し広くPRをして、普及に努める。</p>
<p>○青少年ボランティア育成事業の推進</p> <p>小中学生及び高校生・大学生に対し、福祉行事・催し等をはじめ高齢者や障がい者との交流など実体験を通したふれあい活動の内容の充実と参加者の拡大を図ります。</p>	地域福祉係	<p>ジュニアボランティア・高校生ボランティアにおいて、新型コロナウイルス感染症対策を講じた内容を作成し、安心して参加できるように努める。</p> <p>また、学生については、地元大学や近隣の専門学校へボランティア募集チラシを配布し、参加促進を図る。</p>	<p>例年夏休み期間に開催していたが、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、昨年度に引き続き、11月にジュニアボランティアと高校生ボランティアを開催。合計38名（ジュニア17名、高校生21名）が参加。人数制限や健康記録などの感染対策を講じながら、ジュニア・高校生合同のスポーツごみ拾い、心の交流を目的とした絵手紙づくり（ジュニア）、盲導犬体験（高校生）を実施し、内容の充実にも努めた。終了後のアンケートでは「活動内容への理解が深まった」「次回も参加したい」と積極的な声が寄せられた。アンケートと感想文をもとに報告書を作成し、学校関係者や協力団体に配布した。今後もコロナ禍の中でも実施できるよう進めていく。</p>	A	<p>ジュニアボランティア・高校生ボランティアにおいて、新型コロナウイルス感染症対策を講じた内容を作成し、安心して参加できるように努める。</p> <p>また、高校生等の若い層のボランティアの育成を目的として、放課後等の活動の場の設置に向け、学校等と協議・調整を行う。</p>
<p>○ボランティア講演会の充実</p> <p>障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう地域の方々を対象に障がい者をテーマとしたボランティア講演会の開催・充実を図ります。</p> <p>目標値：令和3年度…4回</p>	生活支援係	<p>地域の方々に「障がい理解」につながるよう障がい者自身に協力いただき、災害や障がい疾病などをテーマとした講演会を企画・実施する。（年3回、各回とも45人以上の参加者を目標とする）。</p> <p>令和3年度…年3回、45人</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大により、講演会の開催はできなかった。「車いすユーザーの講話」や「医療的ケア児」などテーマ及び講師の選定をすることができた。次年度に向けてはコロナ禍においてもSNSなど活用し実施できるよう検討をしていく。</p>	—	<p>地域の方々に「障がい理解」につながるよう障がい者自身や関係者に協力いただき、災害や医療的ケア児などをテーマとした講演会を企画・実施する。（年3回、各回とも30人以上の参加者を目標とする）。</p> <p>令和4年度…年3回、各回30人</p>
<p>○ふれ愛交流事業の開催</p> <p>ふれ愛キャンプ・クリスマスを開催することで、障がいのある人もない人もレクリエーションなどでのふれあいを通して、やさしい思いやりの心を育みます。</p>	地域福祉係	<p>市内特別支援学級や近隣の特別支援学校との連携を図り、新規の参加者の発掘に努める。近隣の大学・専門学校など新規募集を図り、新規の学生ボランティアの獲得につなげる。</p> <p>また、市内の高校にボランティア活動について説明を行い継続的に参加できる高校生ボランティアの獲得につなげる。</p>	<p>例年夏に開催するふれ愛キャンプは、新型コロナウイルス感染症拡大により中止。代替として、ふれ愛縁日を計画したが、安全を考慮し中止となった。</p> <p>ふれ愛クリスマスは12月12日（日）に開催し、障がい児18名が参加した。密を防ぐため、参加者別に入場時間を指定するなどの工夫をしながら、青少年ボランティアやボランティア団体等の協力により、クリスマスカードづくりやミニ演奏会、サンタとの記念撮影を行うなど交流を深めた。</p> <p>しかしながら、新規の参加者、ボランティアの獲得はできなかった。</p>	B	<p>コロナ禍においても、感染対策を講じながら、安全に実施できるよう計画する。市内特別支援学級や近隣の特別支援学校との連携を図り、新規の参加者の発掘に努める。近隣の大学・専門学校など新規募集を図り、新規の学生ボランティアの獲得につなげる。</p>

1-1-2 地域福祉を支える人材の発掘・育成	所管係	令和3年度実施計画（スケジュール・目標など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標など）
<p>○ボランティア入門講座の開催</p> <p>地域活動のきっかけとなるようなボランティア入門講座の内容の充実を図り、地域福祉の担い手となる人材確保に努めます。</p> <p>目標値：令和3年度…20人 （平成30年度…23人・目標達成）</p>	地域福祉係	社会福祉協議会の事業支援やボランティア団体へ参加するきっかけとなるような講座を開催する。	地域におけるボランティア活動の第一歩として、音訳入門講座を開催。全9回の日程で5名が受講し、うち3名が音訳ボランティアに加入した。3月のボランティア入門講座には16名が参加。盲導犬協会による講話と歩行体験を実施し、視覚障がいについての理解を深めた。	B	社会福祉協議会の事業支援やボランティア団体へ参加するきっかけとなるような講座を開催する。
<p>○青少年ボランティア育成事業の推進〔再掲〕</p> <p>小中学生及び高校生・大学生に対し、福祉行事・催し等をはじめ高齢者や障がい者との交流など実体験を通したふれあい活動の内容の充実と参加者の拡大を図ります。</p>	地域福祉係	ジュニアボランティア・高校生ボランティアにおいて、新型コロナウイルス感染症対策を講じた内容を作成し、安心して参加できるように努める。また、学生については、地元大学や近隣の専門学校へボランティア募集チラシを配布し、参加促進を図る。	例年夏休み期間に開催していたが、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、昨年度に引き続き、11月にジュニアボランティアと高校生ボランティアを開催。合計38名（ジュニア17名、高校生21名）が参加。人数制限や健康記録などの感染対策を講じながら、ジュニア・高校生合同のスポーツごみ拾い、心の交流を目的とした絵手紙づくり（ジュニア）、盲導犬体験（高校生）を実施し、内容の充実に努めた。終了後のアンケートでは「活動内容への理解が深まった」「次回も参加したい」と積極的な声が寄せられた。アンケートと感想文をもとに報告書を作成し、学校関係者や協力団体に配布した。今後もコロナ禍の中でも実施できるよう進めていく。	A	ジュニアボランティア・高校生ボランティアにおいて、新型コロナウイルス感染症対策を講じた内容を作成し、安心して参加できるように努める。また、高校生等の若い層のボランティアの育成を目的として、放課後等の活動の場の設置に向け、学校等と協議・調整を行う。
<p>○ボランティア情報発信の充実</p> <p>ボランティア活動の情報や募集など、市広報紙（「りゅうほー」）や「しゃきょうだより」や「ホームページ」等を通して積極的に情報発信します。</p>	地域福祉係	年4回発行の「しゃきょうだより」（全戸配布）の「ボランティア」ページにボランティア活動の一覧や団体紹介をはじめ、保険やボランティア活動や募集などのPRを行う。また、社協「ホームページ」「facebook」には関係団体の助成金情報などを掲載する。	「しゃきょうだより」（全戸配布）6・9・1・3月号にボランティア連絡協議会加盟団体の活動紹介や募集などの情報を掲載。また、ボランティア保険の改訂情報やプラン別の一覧表を作成し、社協「ホームページ」に掲載した。その他、助成金の情報提供をはじめ、他市町村で災害が起きた際には、災害ボランティア募集などの情報を社協「ホームページ」「facebook」に掲載し、情報発信に努めた。今後は、閲覧件数にも留意しながら、情報発信の方法も検討しながらさらに充実できるようにしていく。	A	年4回発行の「しゃきょうだより」（全戸配布）の「ボランティア」ページにボランティア活動の一覧や団体紹介をはじめ、保険やボランティア活動や募集などのPRを行う。また、社協「ホームページ」「facebook」には関係団体の助成金情報などを掲載する。

基本目標 2 ふれあいの輪を広げる

基本施策 2-1 地域交流の活性化（地域福祉計画 P52～）

2-1-1 人々の交流の促進	所管係	令和3年度実施計画（スケジュール・目標など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標など）
<p>○イベント用品貸出のPR強化</p> <p>地域行事・催し等を行う際にテントや鍋など用品の貸し出しを行うなど、地域活動を支援します。</p>	地域福祉係	<p>会費依頼や地域コミュニティにおいて備品貸出の説明やパンフレットを配布、社協「ホームページ」「facebook」への掲載によるPRを行い活用の推進を図る。地域団体のほか施設などへの貸出も積極的に行う。</p> <p>また、イベント用品のメンテナンスを行い、いつでも貸出が行える状態に保つよう努める。</p>	<p>地域コミュニティへパンフレットを持参し案内するとともに、会館入口にのぼり旗を掲示しPRを行った。広く市民にPRできるよう、貸出時にのぼり旗とポスターをお渡しし、イベント会場に掲示していただくよう依頼をした。また、貸出に備えて3か月に1回、備品の状態・動作を確認し、必要に応じて買い替えや修繕を行った。</p> <p>今後もメンテナンスを怠らずに、周知をしながら市民に活用してもらえよう進めていく。</p>	A	<p>会費依頼や地域コミュニティにおいて備品貸出の説明やパンフレットを配布、社協「ホームページ」「facebook」への掲載によるPRを行い活用の推進を図る。地域団体のほか施設などへの貸出も積極的に行う。</p> <p>また、イベント用品のメンテナンスを行い、いつでも貸出が行える状態に保つよう努めるとともに、備品一覧の見直しを行う。</p>
<p>○地域行事・催し等の支援</p> <p>コミュニティセンター単位に配置した担当職員が、行政と連携しながら、地域訪問を通し地域福祉活動に加わりながら、積極的に他地区の情報を提供し活動の支援に努めるとともに、ボランティアなど地域の人材を紹介することで、地域行事・催し等の支援を行います。</p>	地域福祉係	<p>地域訪問時に出前メニュー表（福祉体験・芸能ボランティアリストなどの一覧）を配布・PRし、活用いただけるようにする。併せて、社協「ホームページ」「facebook」にも掲載し、PRを行う。</p> <p>また、他地区で行っている地域行事などの情報を社協「ホームページ」「facebook」に掲載するなど情報を提供することで支援を行う。</p>	<p>出前メニュー表の配布には至らなかったが、社協「ホームページ」に掲載し、PRを行った。しかしながら、それを活用されるには至らなかった。</p> <p>また、各地域で行われている活動や行事などを取材し、地域活動情報として社協「ホームページ」「facebook」に掲載することで、情報発信を行った。</p>	B	<p>地域訪問時に出前メニュー表（福祉体験・芸能ボランティアリストなどの一覧）を配布・PRし、活用いただけるようにする。併せて、社協「ホームページ」「facebook」にも掲載し、PRを行う。</p> <p>また、他地区で行っている地域行事などの情報を社協「ホームページ」「facebook」に掲載するなど情報を提供することで支援を行う。</p>
<p>○ふれ愛交流事業の開催〔再掲〕</p> <p>ふれ愛キャンプ・クリスマスを開催することで、障がいのある人もない人もレクリエーションなどでのふれあいを通して、やさしい思いやりの心を育みます。</p>	地域福祉係	<p>市内特別支援学級や近隣の特別支援学校との連携を図り、新規の参加者の発掘に努める。近隣の大学・専門学校など新規募集を図り、新規の学生ボランティアの獲得につなげる。</p> <p>また、市内の高校にボランティア活動について説明を行い継続的に参加できる高校生ボランティアの獲得につなげる。</p>	<p>例年夏に開催するふれ愛キャンプは、新型コロナウイルス感染症拡大により中止。代替として、ふれ愛縁日（デイキャンプ）を計画したが、安全を考慮し中止となった。</p> <p>ふれ愛クリスマスは12月12日（日）に開催し、障がい児18名が参加した。密を防ぐため、参加者別に入場時間を指定するなどの工夫をしながら、青少年ボランティアやボランティア団体等の協力により、クリスマスカードづくりやミニ演奏会、サンタとの記念撮影を行うなど交流を深めた。</p> <p>しかしながら、新規の参加者、ボランティアの獲得はできなかった。</p>	B	<p>コロナ禍においても、感染対策を講じながら、安全に実施できるよう計画する。市内特別支援学級や近隣の特別支援学校との連携を図り、新規の参加者の発掘に努める。近隣の大学・専門学校など新規募集を図り、新規の学生ボランティアの獲得につなげる。</p>
2-1-2 既存施設の活用（居場所づくり）	所管係	令和3年度実施計画（スケジュール・目標など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標など）
<p>○中央支所（交流サロン）の充実</p> <p>交流サロンでは、生きがいづくり運動や様々な趣味活動などの活性化を図ります。</p>	支所係	<p>継続的に新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底する。</p> <p>新たな講座として「ふれあいタイム」を設け、囲碁、将棋、ジエンガ、カードゲーム類を用意し、交流の場を提供し、バス待ち利用の高校生など青少年の利用にもつなげていく。</p>	<p>新規講座「レクリエーションの日」に15名の登録があり、囲碁、将棋、ジエンガ、カードゲーム等を通し、利用者同士交流を深めた。また、バス待ちの方が見える場所に休憩所としてのポスターを掲示し、利用を促した。</p> <p>※佐貫西口支所では、親子で参加できる子育てサロンやおもちゃ病院を開催し、子育て世帯の交流の場となった。今後も継続して利用いただけるようコロナ対策を徹底していきたい。</p>	B	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、休止している団体や個人に対して、定期的に声かけを行い、今後の利用につなげる。また、定期的なミニイベントを開催し、利用者を楽しんでもらい利用促進を図る。</p>
<p>○サロン活動の状況把握及び情報発信</p> <p>地域の集会所などで行われている活動の情報把握に努めるとともに広報紙などで紹介を行います。また、活動の相談に応じるとともに、必要に応じボランティアなど地域の人材を紹介し、活動の支援を行います。</p>	地域福祉係	<p>会費依頼をはじめ地域訪問時にサロン活動の状況を調査し、それらを地区ごとに一覧にまとめる。まとめたものを「しゃきょうだより」（全戸配布）へ掲載しPRを図る。</p>	<p>サロン活動の状況については調査できなかったが、感染症対策を講じながら実施しているサロンをしゃきょうだよりで紹介した。</p>	C	<p>会費依頼をはじめ地域訪問時にサロン活動の状況を調査し、それらを地区ごとに一覧にまとめる。まとめたものを「しゃきょうだより」（全戸配布）へ掲載しPRを図る。</p>

2-1-3 地域情報の発信・交換	所管係	令和3年度実施計画（スケジュール・目標など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標など）
<p>○地域活動の情報発信</p> <p>地域訪問活動を通して、地域活動の情報を収集するとともに、「しゃきょうだより」や社会福祉協議会「ホームページ」から情報を発信し、活動の周知・拡充に努めます。</p>	地域福祉係	各地区へ概ね月1回の訪問、年1回以上、地域活動について社協「ホームページ」「facebook」「しゃきょうだより」（全戸配布）の掲載を行う。	各地区への訪問は合計142回であった。訪問により収集した情報をまとめた「資源リスト」、地区別の高齢化率や年齢別人数をまとめた人口統計を作成し、社協「ホームページ」「Facebook」で紹介した。また、地域福祉かわら版として「しゃきょうだより」（9・1・3月号）に全13地区、社協「ホームページ」「facebook」に7地区/12件の活動情報を掲載した。引き続き、地域活動情報を掲載し、活動の周知に努める。	A	各地区へ概ね月1回の訪問、年1回以上、地域活動について社協「ホームページ」「facebook」「しゃきょうだより」（全戸配布）の掲載を行う。
<p>○中核的な地域コミュニティや地域団体への社会福祉協議会事業の情報発信</p> <p>中核的な地域コミュニティや住民自治組織、長寿会など地域の会合の場で、社会福祉協議会の事業について説明を行うとともに地域情報の収集に努めます。</p>	総務係	住民自治組織代表者宅を訪問し、社協事業PRと会費の依頼を行う（6月）。次年度PR用カレンダーを作成する（2,000部：2月作成）。	一般会費においては住民自治組織代表者を訪問し、社協事業のPRを行い、173地区からの協力を得る。（納入率96.65パーセント）社協PR用カレンダーを2,000部作成し、長寿会会員や社協関連施設利用者、各地区コミュニティセンターに配布し周知した。（3月）カレンダーについては、長寿会には好評であるが、それ以外の方々の利活用の状況がつかめていない。	B	全地区からの会費納入を目指し、社協事業のPRや協力依頼を強化する。次年度PR用カレンダーの内容を検討し作成する（2,000部：2月作成）
<p>○点字・声の広報等事業の推進</p> <p>視覚に障がいのある方に対しては、毎月、福祉技術ボランティアにより市広報紙（「りゅうほー」）や「しゃきょうだより」など広報物の点訳用紙や音訳CDを盲人用郵便物で郵送し、情報の提供に努めます。</p>	地域福祉係	「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載するほか、チラシを作成し、行政機関など配布場所を増やし、利用者の募集を行う。また、広報物を利用者へ着実に提供するとともに、社会福祉課と連携し手帳更新者に対し、PRを行う	点訳・音訳した広報物「しゃきょうだより」「りゅうほー」をボランティアの協力により作成し、視覚障がい者へ郵送した。また、「りゅうほー」については、市「ホームページ」での音声による情報提供を行った。また、音訳CDを視聴できるよう、当会及び龍ヶ崎市役所の窓口に備え付け、周知に努めた。しかしながら、新規利用者の獲得につなげることができなかった。広報の仕方について更なる検討が必要。	B	広報物を利用者へ着実に提供するとともに、社会福祉課と連携し手帳更新者に対し、PRを行う。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載するほか、チラシを作成し、行政機関など配布場所を増やし、利用者の募集を行う。

利用者数 点訳5名、音訳11名

基本施策 2-2 地域ネットワークの推進（地域福祉計画 P61～）					
2-2-1 相談支援体制の確立	所管係	令和3年度実施計画（スケジュール・目標など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標など）
<p>〇ふれあいネットワーク事業の推進</p> <p>職員間の連携・共有を図りながら、コミュニティセンター単位の担当職員が地域訪問した際に、ニーズ把握に努めるとともに、要支援者の相談にも応じ、内容ごとに必要な機関を紹介し、解決に努めます。</p>	地域福祉係	<p>地域活動の相談や要支援者からの相談に対し、他地区の事例を紹介したり、関係機関につなげるなど問題解決に努める。</p> <p>また、定期的な職員会議（年3回）などを行い、情報の共有、職員のスキル向上に努めるとともに各地の地域情報を台帳にまとめ、その情報をホームページに掲載する。</p>	<p>コミュニティセンター単位で担当職員を配置し、地域への訪問を行った。その際、地域活動や助成金などについて相談を受け、他地区の状況や助成金情報を提供し、問題解決に努めた。職員会議については実施できなかったが、地域への訪問により収集した情報をまとめた『地域カルテ』や地区別の人口統計をHPに掲載し、地域の現状を周知した。訪問頻度・対応について地区によりばらつきがみられるので、今後、訪問のあり方など再考が必要である。</p>	B	<p>地域活動の相談や要支援者からの相談に対し、他地区の事例を紹介したり、関係機関につなげるなど問題解決に努める。</p> <p>また、定期的な職員会議（年3回）などを行い、情報の共有、職員のスキル向上に努めるとともに各地の地域情報を台帳にまとめ、その情報をホームページ等に掲載する。</p>
<p>〇ふれあい相談サロンの充実</p> <p>心配ごと相談、法律相談の周知徹底を図るとともに、移動相談を実施する等相談者が相談しやすい環境・雰囲気づくりに努めます。</p>	生活支援係	<p>昨年度に引き続き、法律相談を月2回、心配ごと相談を月2回実施。毎月発行の「りゅうほー」をはじめ、「しゃきょうだより」（全戸配布）に日程表を掲載し、PRを行う。また、チラシを作成し、民生委員児童委員をはじめ関係機関に配布し、周知を図る。</p> <p>※なお、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、広い部屋を確保するなど、相談者に不安感を抱かせないような配慮を徹底して行う。</p>	<p>関係機関へのチラシ配布は行えなかったが、毎月発行の「りゅうほー」、 「しゃきょうだより」（全戸配布）6・9・1・3月号へ案内を掲載し周知を図りながら実施している。これまで、心配ごと相談は24日開設で相談受付25件、法律相談は24日開設（3名/1日定員）で相談受付59件となっており、ほぼ定員通りであった。</p> <p>※なお、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、広い部屋を確保し、相談者に不安感を抱かせないような配慮を徹底して行った。</p>	B	<p>昨年度に引き続き、法律相談を月2回、心配ごと相談を月2回実施。毎月発行の「りゅうほー」をはじめ、「しゃきょうだより」（全戸配布）に日程表を掲載し、PRを行う。</p> <p>※なお、令和4年度においても、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、広い部屋を確保するなど、相談者に不安感を抱かせないような配慮を徹底して行う。</p>
2-2-2 保健・医療・福祉の連携体制づくり	所管係	令和3年度実施計画（スケジュール・目標など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標など）
<p>〇地域ケアシステムの推進</p> <p>高齢者や障がい者など地域で生活課題を抱えて困っている方一人ひとりに保健・医療・福祉の関係者はじめ、地域住民・ボランティアの人たちによる在宅ケアチームを編成して、ファミリーケアを目指したきめ細かい在宅サービスを提供します。</p>	生活支援係	<p>支援が必要な方に対し、関係機関と連携を図りながら、在宅ケアチームを編成し、支援をしていく。また、ふれあいネットワークでのニーズ発掘や日常生活自立支援事業やふれあい愛給食サービスなど関連事業担当者との連携を取りつつ、民生委員児童委員はじめ障がい者相談員、ケアマネなど関係者との連絡体制も密にしながら進めていく。</p>	<p>関係機関と連携を図りながら、在宅ケアチーム8チームを編成し、支援にあたった。また、給食サービスや日常生活自立支援事業など関連事業との連携を高めるとともに、民生委員児童委員はじめ障がい者相談員、ケアマネなど関係機関と連携し相談体制の確立を図った。</p> <p>対応している8チーム以外にも、顕在化していないケースも多数あると見込まれる。今後アウトリーチの手法を取り入れ、更なるケースの掘り起しが必要である。</p>	B	<p>支援が必要な方に対し、関係機関と連携を図りながら、在宅ケアチームを編成し、支援をしていく。また、ふれあいネットワークでのニーズ発掘や日常生活自立支援事業やふれあい愛給食サービスなど関連事業担当者との連携を取りつつ、民生委員児童委員はじめ障がい者相談員、ケアマネなど関係者との連絡体制も密にしながら進めていく。</p>

基本目標 3 みんなでささえあう地域づくり					
基本施策 3-1 福祉活動の推進 (地域福祉計画 P69～)					
3-1-1 市民活動・ボランティアの拡充	所管係	令和3年度実施計画 (スケジュール・目標など)	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画 (スケジュール・目標など)
<p>○ボランティアセンターの機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア情報の発信 「しゃきょうだより」や「ホームページ」等で活動している団体紹介を行い、加入促進を図ります。 ボランティア団体の活動振興 関係機関で行っている助成金の情報等を積極的に発信したり、活動の相談に応じるなどボランティア団体の支援を強化していきます。 	地域福祉係	<p>年4回発行の「しゃきょうだより」(全戸配布)の社協「ボランティア」ページに団体紹介をはじめ、ボランティア情報のPRを行う。また、社協「ホームページ」「facebook」を活用し、関係団体の助成金情報などを掲載する。</p>	<p>「しゃきょうだより」(全戸配布)6・9・1・3月号にボランティア連絡協議会加盟団体の活動紹介や会員募集を掲載。社協「ホームページ」「facebook」には関係団体の助成金情報を掲載し情報提供するとともに、助成申請の支援(4件)を行った。 今後もさらなる充実を図っていく。</p>	B	<p>年4回発行の「しゃきょうだより」(全戸配布)の社協「ボランティア」ページに団体紹介をはじめ、ボランティア情報のPRを行う。また、社協「ホームページ」「facebook」を活用し、関係団体の助成金情報などを掲載する。</p>
<p>○ボランティア連絡協議会の活動推進</p> <p>市内の様々な団体で構成される龍ヶ崎市ボランティア連絡協議会に対し、助成を行うとともに、社会福祉協議会との協働事業の開催、活動の情報発信など、ボランティア連絡協議会の活動振興及びボランティアに対する啓発を図ります。</p>	地域福祉係	<p>ボランティア連絡協議会に加盟する各団体の情報を整備するとともに、相談に応じながら、活動の拡充を図る。また、各団体とも高齢化、固定化がみられることから新規会員の獲得につながるよう支援を進める。</p>	<p>ボランティア連絡協議会加盟団体の情報を収集し整備をおこなうとともに、相談に応じながら支援を行なった。また、「しゃきょうだより」(全戸配布)6・9・1・3月号にボランティア連絡協議会加盟団体の活動紹介や会員募集を掲載。 その他、技術ボランティア育成のため手話と音訳講座を開催し、新規に会員を獲得した。 しかしながら、コロナ禍により休止している団体も多く、会員の高齢化も顕在化してきている。</p>	B	<p>ボランティア連絡協議会に加盟する各団体の情報を整備するとともに、相談に応じながら、活動の拡充を図る。また、各団体とも高齢化、固定化がみられることから新規会員の獲得につながるよう支援を進める。</p>
<p>○地域行事・催し等の支援〔再掲〕</p> <p>コミュニティセンター単位に配置した担当職員が、行政と連携しながら、地域訪問を通し地域福祉活動に加わりながら、積極的に他地区の情報を提供し活動の支援に努めるとともに、ボランティアなど地域の人材を紹介することで、地域行事・催し等の支援を行います。</p>	地域福祉係	<p>地域訪問時に出前メニュー表(福祉体験・芸能ボランティアリストなどの一覧)を配布・PRし、活用いただけるようにする。併せて、社協「ホームページ」「facebook」にも掲載し、PRを行う。 また、他地区で行っている地域行事などの情報を社協「ホームページ」「facebook」に掲載するなど情報を提供することで支援を行う。</p>	<p>出前メニュー表の配布には至らなかったが、社協「ホームページ」に掲載し、PRを行った。しかしながら、それを活用されるには至らなかった。 また、各地域で行われている活動や行事などを取材し、地域活動情報として社協「ホームページ」「facebook」に掲載することで、情報発信を行った。</p>	B	<p>地域訪問時に出前メニュー表(福祉体験・芸能ボランティアリストなどの一覧)を配布・PRし、活用いただけるようにする。併せて、社協「ホームページ」「facebook」にも掲載し、PRを行う。 また、他地区で行っている地域行事などの情報を社協「ホームページ」「facebook」に掲載するなど情報を提供することで支援を行う。</p>
3-1-2 福祉サービスの適切な利用促進	所管係	令和3年度実施計画 (スケジュール・目標など)	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画 (スケジュール・目標など)
<p>○日常生活自立支援事業の実施</p> <p>判断能力が不十分な認知症の高齢者、障がい者等で、親族等の援助が得られない方に対し、日常の金銭管理や書類等の預かりサービスと併せ、適切に福祉サービスを利用できるよう支援します。</p>	生活支援係	<p>事業契約者の金銭管理をはじめ年金や障がい者手帳の更新など市への手続きを速やかに対応できるよう関係機関との連携しながら対応をしていく。とりわけ、生活保護受給者や精神障がい者の相談が増加しており、円滑な対応ができるよう積極的に研修に参加し、スキルアップに努める。また、民生委員やケアマネなど関係機関へパンフレットを配布するなど事業の周知を図っていく。</p>	<p>事業の契約者(19人)に対し、日常的な福祉サービスの利用支援や金銭管理や年金手続きなど関係機関と連携し支援を行った。他市町村への転居や施設入所などにより2件が解約となったが、新規契約が2件、新規契約に向けた相談も数件入っておりニーズは高まっている。事業推進にあたり、ケアマネや医療機関など関係機関との連携が必要不可欠であり、今後も連携強化に努め対応していく。</p>	B	<p>事業契約者の金銭管理をはじめ年金や障がい者手帳の更新など市への手続きを速やかに対応できるよう関係機関との連携しながら対応をしていく。とりわけ、生活保護受給者や精神障がい者の相談が増加しており、円滑な対応ができるよう積極的に研修に参加し、スキルアップに努める。また、民生委員やケアマネなど関係機関へパンフレットを配布するなど事業の周知を図っていく。</p>

基本目標 4 人にやさしいまちづくり					
基本施策 4-1 安全・安心なまちづくり（地域福祉計画 P77～）					
4-1-1 防犯・防災対策の充実	所管係	令和3年度実施計画（スケジュール・目標など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標など）
<p>○各地域での災害訓練の支援</p> <p>各地域で開催される防災訓練において車いす体験の支援を行い、災害時に要支援者の避難をスムーズに行えるようにします。</p>	地域福祉係	地域コミュニティ、住民自治組織などでの防災訓練時に車いす体験について説明・PRを行い、活用促進を図る。	地域コミュニティなどで例年通りの防災訓練の開催を控えていたこともあり、車いす体験について説明する機会はなかった。引き続き、防災訓練時の車いす体験について説明やPRを行っていく。	B	地域コミュニティ、住民自治組織などでの防災訓練時に車いす体験について説明・PRを行い、活用促進を図る。
<p>○災害ボランティアセンターの体制整備の充実</p> <p>大規模災害時に災害ボランティアセンターを設置し、復興に向けて速やかに動き出せるよう、ボランティアの受け入れと運営ができるよう体制整備に努めます。</p>	地域福祉係	昨年度中止となった茨城県社協と共催で行う災害ボランティアセンター運営訓練を関係機関協力のもと実施する。また、災害時の協力体制について関係機関と協定を締結し、速やかに支援活動が開始できるよう連携強化に努める。	令和4年2月11日に茨城県社協と共催で災害ボランティアセンター運営訓練を開催するため、関係機関と連携し準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、延期とした。災害時の協力体制については、令和3年5月24日に竜ヶ崎青年会議所と災害協定を締結し、互いの役割や支援活動について協議する機会を設け、体制整備に努めた。体制整備にあたっては、今後も様々な関係機関との連携強化が必要である。	B	昨年度延期となった茨城県社協と共催で行う災害ボランティアセンター運営訓練を関係機関協力のもと実施する。また、災害時の協力体制について龍ヶ崎市と協定を締結し、速やかに支援活動が開始できるよう連携強化に努める。
4-1-2 見守り体制の充実	所管係	令和3年度実施計画（スケジュール・目標など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標など）
<p>○ふれ愛給食サービスの充実</p> <p>ひとり暮らし高齢者を対象に月2回、引きこもり防止と安否確認を目的としたボランティアによるお弁当の宅配を行います。また、緊急時にも速やかに対応がなされるよう、関係機関との連携強化を図ります。</p>	地域福祉係	利用者のサービス利用状況や緊急連絡先の確認など情報更新を順次行い、3か月間利用停止の方に対し、市と連携し利用者の状況について把握する。また、利用者の孤独・不安感を緩和するため、生活に必要な情報を提供する。	新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年度よりボランティアによる調理・宅配サービスを休止。代替えとして、月1回、職員の宅配による安否確認を実施している。宅配時には軽食とともに、小学生からの手紙や創作物、高齢者向けサービスの情報などを提供し、孤立や不安感の軽減に努めている。また、3か月間サービスを休止している利用者については、本人またはケアマネに、介護サービスの利用状況や体調面などの近況を電話で確認した。利用者間とはつながりを絶やさず支援を続けることができたが、ボランティアについては退会を表明する方も数名おり、再開に向けてボランティアの調整も進めていく必要がある。	A	利用者の孤独・不安感を緩和するため、感染症対策に留意しながら、宅配による見守りを行うとともに、生活に必要な情報を提供し、つながりを絶やさない支援に努める。また、利用者のサービス利用状況や緊急連絡先の確認など情報更新を順次行い、3か月間利用停止の方に対し、市と連携し利用者の状況について把握する。また、ボランティアについても再開時に速やかに活動につなげられるよう働きかけをしていく。
			利用者数・・・161名（令和4年3月31日現在）		

4-1-3 生活困窮者への支援	所管係	令和3年度実施計画（スケジュール・目標など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標など）
<p>○フードドライブの周知徹底</p> <p>NPO法人フードバンク茨城と連携し、生活困窮世帯の自立支援対応の一環として、家庭に眠っている食品を集める活動「フードドライブ」の周知徹底を図ります。</p>	生活支援係	<p>引き続き、市役所ロビー、地域福祉会館、中央支所、元気サロン松葉館の4か所に設置してある、フードドライブについて「しゃきょうだより」（全戸配布）にてPRを行う（2回掲載）とともに、社協「ホームページ」「Facebook」など広報媒体をはじめ民生委員など関係機関へのPRを進めていく。</p>	<p>「しゃきょうだより」などでの周知ができなかったものの、民生委員など関係機関に都度、PRを進めたことで、3月末までに99件（昨年度比+17件）の寄付を受けることができた。</p> <p>※相談者への提供件数…67件</p> <p>困窮の相談は増加傾向にあり提供も多くなることが見込まれ、今後はNPO法人フードバンク茨城との連携を深めつつ、更なる周知徹底を図り多くの寄付受付ができるようにしていく必要がある。</p>	B	<p>引き続き、市役所ロビー、地域福祉会館、中央支所、元気サロン松葉館の4か所に設置してある、フードドライブについて「しゃきょうだより」（全戸配布）にてPRを行う（2回掲載）とともに、社協「ホームページ」「Facebook」など広報媒体をはじめ民生委員など関係機関へのPRを進めていく。</p>
<p>○生活福祉資金貸付事業の実施</p> <p>茨城県社会福祉協議会からの事務委託により、低所得世帯や高齢者・障がい者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長を促進します。</p>	生活支援係	<p>相談者に対し、貸付の可能性の可否、貸付にあたっての必要書類の準備など、県社会福祉協議会、市生活支援課と連携し、迅速な対応に努める。また、ひとり親家庭や、精神障がい者の相談も増加しており、円滑な対応ができるよう積極的に情報収集に努めていく。</p>	<p>新型コロナウイルスの影響で収入が減少した世帯に対しての特例貸付については多数の相談が寄せられた（相談件数1,423件・申込件数563件）。また、申込者のうち87件に対し年末に食料品や生活用品をお渡しするなど継続的な支援に努めた。今後も県社協及び市生活支援課と連携し、速やかな対応を心がけ、包括的な支援に努めていく。</p>	B	<p>相談者に対し、貸付の可能性の可否、貸付にあたっての必要書類の準備など、県社会福祉協議会、市生活支援課と連携し、迅速な対応に努める。また、ひとり親家庭や、精神障がい者の相談も増加しており、円滑な対応ができるよう積極的に情報収集に努めていく。</p>
4-1-4 移動手段の確保	所管係	令和3年度実施計画（スケジュール・目標など）	令和4年3月末の実績並びに課題	評価	令和4年度実施計画（スケジュール・目標など）
<p>○福祉車両の貸出し</p> <p>車いす使用者が通院などの移動に際し、車いすに乗ったまま搭乗できる社会福祉協議会所有のリフト車の貸出しについて、広くPRし地域住民に活用していただけるよう促進します。</p>	生活支援係	<p>「しゃきょうだより」（全戸配布）や社協「ホームページ」はじめ「facebook」へ掲載するとともに、民生委員など関係者をはじめ地域訪問時に職員が地域住民へ説明するなど、広く活用いただけるよう周知を図る。</p>	<p>「しゃきょうだより」（全戸配布）6月に掲載し周知を行った。利用実績35（前年比+17件）。今後も周知を拡大させ、より幅広く多くの方に活用いただけるようにする。</p>	B	<p>「しゃきょうだより」（全戸配布）や社協「ホームページ」へ掲載するとともに、民生委員など関係者をはじめ地域訪問時に職員が地域住民へ説明するなど、広く活用いただけるよう周知を図る。</p>
<p>○シルバーカー購入助成事業</p> <p>高齢者がシルバーカーを購入した際に、購入の助成をすることで日常生活の便宜を図ります。</p>	生活支援係	<p>「しゃきょうだより」（全戸配布）の掲載、販売店、各コミュニティセンターへのPRを通し周知を図ります。前年度より5%増の助成を目指していく。</p> <p>令和3年度…97件</p>	<p>74件の助成を行った（昨年度より▲19件）。給食サービス利用者へチラシ配布を行うなどPRを行ったが、販売店へのポスターの掲載依頼については実施できなかった。</p>	C	<p>「しゃきょうだより」（全戸配布）の掲載、販売店、各コミュニティセンターへのPRを通し周知を図ります。前年度より5%増の助成を目指していく。</p>

龍ヶ崎市第3期地域福祉計画

(素案)

龍ヶ崎市

社会福祉法人 龍ヶ崎市社会福祉協議会

はじめに

(市長のことば)

目次

はじめに	3
第1章 計画の概要	6
第1節 地域福祉とは ―地域福祉の定義―	6
第2節 なぜ計画策定が必要なのか ―計画策定の背景―	6
第3節 本計画の位置づけ	9
第4節 計画の期間	10
第5節 計画の策定にあたって	10
第2章 地域福祉に関する現状と課題	11
第1節 龍ヶ崎市の現状	11
第2節 課題の整理 ―第2期計画の内容の検証と事前調査―	16
第3章 計画の方向性	22
第1節 基本理念	22
第2節 4つの観点の導入	22
第3節 計画の体系	24
第4章 地域福祉の取組	25

第1節	そだてる・はぐくむ	25
第2節	つながる・ささえる	26
	成年後見制度の利用促進（龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）	31
第3節	そなえる	35
第4節	つたわる	37
第5節	横断的展開（複数の観点にまたがる事例）	38
第6節	主な取組の紹介	39
第5章	計画の推進体制	42
第1節	地域福祉推進の考え方	42
第2節	計画推進のための役割分担	42
第3節	取組の点検・評価・見直し	43
資料編		44

第1章 計画の概要

第1節 地域福祉とは —地域福祉の定義—

地域福祉とは、「地域で誰もが安心して暮らせるように、地域住民が主体になって進める地域づくりの取組」を言います。

福祉というと、障がい者や高齢者などいわゆる社会的弱者に対する支援をイメージするかもしれませんが、しかし、上で定義したとおり、福祉が「誰もが安心して暮らせるよう進める取組」だとすると、困っていることに対して手を差し伸べること、生きづらさの原因を取り除いて誰もが暮らしやすくなるよう努めることも、福祉であると言えるでしょう。

では、地域についてはどのように捉えればよいのでしょうか。「地域」という言葉が使われるとき、その範囲は常に同じというわけではありません。本市にあっては、以下のような単位が考えられます。

- 1 市全域
- 2 地域コミュニティ（13地区）
- 3 住民自治組織（区・自治会など）
- 4 住民自治組織内の班
- 5 隣近所



取組内容によっては「地域」の意味する範囲が異なる場合もありますが、本計画では、いずれも対象として考えます。

第2節 なぜ計画策定が必要なのか —計画策定の背景—

本市は、平成22（2010）年に「龍ヶ崎市地域福祉計画（第1期計画）」を策定し、また、社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会（社協）は、同年に「龍ヶ崎市地域福祉活動計画」を策定し、それぞれ推進してきました。平成29（2017）年には、本市と社協が合同で「龍ヶ崎市第2期地域福祉計画」を策定しています。第2期計画の計画期間は最上位計画に合わせて令和3年度までと

していましたが、最上位計画が令和4年12月まで9か月延長したことから、第2期計画も延長することとしました。

	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
市	龍ヶ崎市地域福祉計画（第1期） 平成22年度から28年度まで							龍ヶ崎市第2期地域福祉計画 平成29年度から令和3年度まで ※令和4年12月まで9か月延長					
社協	龍ヶ崎市地域福祉活動計画 平成22年度から26年度まで												

国・県の動き

第2期計画の期間中、社会福祉法の改正が2度行われました。

平成30（2018）年4月には、地域共生社会を実現することを目指す改正がありました。支える／支えられるという一方向の関係でなく、誰もが何らかの役割を持ち、場面によって役割を変えながら、すべての人が活躍できる社会（＝地域共生社会）の実現を目指すものです。

令和3（2021）年4月には、重層的支援体制整備事業についての改正がありました。これは、市町村における既存の相談支援などの取組を生かしつつ、部署を超えて横断的に対応・支援する考え方です。生活などに課題を抱えた人や世帯を地域につないだり（参加支援）、専門機関につないだり（相談支援）、様々な活動を行って地域の人々をつないだり（地域づくりに向けた支援）することを目指すものです。さらに、相談支援では、断らないこと・寄り添うことが求められ、支援者側から要支援者に関わっていく「アウトリーチ」や、継続的にゆるくつながり続ける「伴走支援」といったキーワードが示されました。何らかの困りごとで相談をしてきた人は、それ以外にも複数の困りごとを抱えていることが多いと言われており、一側面だけでなく多面的なケアが求められます。

茨城県は、早期から同様の考え方を持ちながら、複合的な課題を抱えた方に対する多面的な支援の推進に向けて取り組んでいましたが、国の重層的支援体制整備事業の推進を受けて、そちらに集約させていくとしています。

社会の動向

第2期計画の期間中には、地域福祉に関するいろいろな課題が表面化していますが、近隣とのつながりが絶たれている中で起きている問題が注目されました。8050問題について言えば、現役世代のわが子が引きこもっていることを世間に知られるのは恥だとする親の考えが、他者との接触を拒んでいて、支援や解決につながりにくくしていると言われていました。また、ヤングケアラーについて言えば、家事や家族の世話が忙しいうえに、学生であれば学校と家庭の往復で行動範囲や交友関係が狭く、他者の支援や情報につながれないとされています。

そして、既存の福祉に関する支援制度ではもれてしまうものの、支援が必要な方にも着目されるようになりました。老々介護も、報道等で見聞きする機会が増えた言葉です。独居高齢者を対象とした様々な支援として、定期的な見守りや在宅介助などがある一方で、高齢ご夫婦の世帯では、比較的元気な方が配偶者の方の介助などを求められてしまいます。本計画策定に際して実施したヒアリングでも、ご近所のある高齢ご夫婦を見ていて負担が大きいよさだという話を聞きました。

さらには、令和2（2020）年の年明けから始まった新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の行動が大きく変わりました。新しい生活様式と言われるこのスタイルの変化は、実際に会議やイベントの会場に出向けない人がリモートで参加できるようになった反面、会食や直接交流の機会が減り、他者とのつながりが希薄になってしまいました。この影響で、たとえば、各地の子ども食堂は、実施できなくなったり、弁当の宅配に切り替えて見守りを続けたりと、これまで通りには運営できなくなっていると聞きます。また、利用者は交流や相談の場が失われているため、このような状況下での新たな支援の在り方が求められています。

平成27（2015）年9月の国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、誰ひとり取り残さないという原則を掲げています。その中には17のゴールがあり、地域福祉に関する項目もあります。本市においても、誰ひとり取り残さない社会の実現が重要だと考えています。

このような状況下にあつて、本市では引き続き、地域住民が主役となつてお互いに助け合い、支え合い、多様な関係者がそれぞれの役割を果たしながら協力しあふことによつて地域福祉を推進していくことを目指します。

そのため、第2期計画の体制や取組を見つめなおし、地域福祉をさらに充実させるため、「龍ヶ崎市第3期地域福祉計画」を策定します。

第3節 本計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「**最上位計画**」や厚生労働省のガイドラインなどに則つて策定される、地域福祉に関する計画です。

また、本計画に関連する個別の計画等とも連携しながら、地域福祉を推進します。

なお、本計画は、関連のある成年後見制度の利用促進に関する計画（龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）を含めることとし、こちらについても推進を図ります。

龍ヶ崎市**最上位計画**

龍ヶ崎市第3期地域福祉計画

(龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画)

障がい者プラン、障がい福祉計画、障がい児福祉計画

高齢者福祉計画、
介護保険事業計画

子ども・子育て支援事業計画

健康増進・食育計画

災害時避難行動要支援者避難
支援プラン

いのちを支える自殺対策計画

立地適正化計画

教育プラン

第4節 計画の期間

本計画の策定期間は、**最上位計画**と同じく、令和5（2023）年1月から令和13（2031）年3月までの8年3か月です。

【関連：第5章第3節 取組の点検・評価・見直し（●ページ）】

第5節 計画の策定にあたって

本計画の策定にあたり、市民や地域の声を得るため、アンケート調査を実施しました。また、地域福祉に関する事業の実施団体や実践者などからヒアリングを実施し、ご意見をいただきました。さらに、最上位計画策定に係るまちづくり市民ワークショップで出された意見のうち、本計画に関連するものも参考にしました。

これらを踏まえつつ、さらにはSDGsの考え方にも留意しながら、龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会¹、龍ヶ崎市地域福祉計画策定委員会と、龍ヶ崎市社会福祉協議会理事会（広報調査委員会）などで出されたご意見を参考に、策定を進めました。

¹ 市の附属機関で、地域福祉に関する有識者、地域福祉活動の実践者と公募市民などからなる。地域福祉計画の策定に関することや、地域福祉の推進に関することを所掌する。


第2章 地域福祉に関する現状と課題

第1節 龍ヶ崎市の現状

地勢

龍ヶ崎市は、茨城県南部、都心から北東に約45キロメートル、筑波研究学園都市から南に約20キロメートル、成田空港から北西に約20キロメートルのところに位置しています。

市の西部には牛久沼を有し、小貝川が流れています。北部には龍ヶ崎ニュータウンの住宅地区と森林、南部には自然豊かな田園風景が広がっています。



地勢（龍ヶ崎市及びその近隣）に関する図

人口

○人口の推移と年齢別人口について触れる。

人口推移の表・グラフ

年齢別人口の表

○高齢者福祉に関する数値について

高齢者人口、高齢化率、要支援・要介護認定者数の表・グラフ

○子どもに関する数値について

未就学児・小学校児童・中学校生徒数の表・グラフ

○障がいに関する数値について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の表・グラフ

○生活保護に関する数値について

生活保護受給者・世帯数、保護率の表・グラフ

○地域資源データについて

社会福祉協議会では、地域コミュニティ単位で、地域活動に関する様々な情報を収集し、データベース化しています。ここでは、その一部を紹介します。

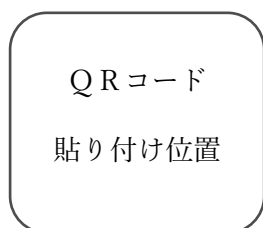
地域カルテ（R3.4.1現在）

<p>【馴柴地区】</p> <p>人口：12,404人 年少人口：1,204人（9.7%） 高齢人口：3,759人（30.3%）</p> <p>住民自治組織数：29</p> <p>協議会：馴柴まちづくり協議会（平成25年度設立）</p> <p>委員会：防犯・防災/健康・福祉/文教・体育/環境/交流推進委員会</p> <p>民生委員児童委員：21人</p> <p>学校：馴柴小学校・城西中学校</p>	
<p>R4.4 最新版でき次第差替え</p> <p>13地区掲載</p>	
<p>長寿会</p>	<p>11単位（馴柴地区：佐貫昭和長寿会・小通幸谷むつみ会・馴馬長寿会・南中島みどり会・佐貫台長寿会・マンハイム佐貫長寿会・佐貫あさまがうら長寿会・佐貫梅香園長寿会・川崎町はなみずき会・若柴長寿会・佐貫わかさ長寿会）</p>
<p>市子連（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p>	<p>加入子ども会なし</p>
<p>防災</p>	<p>自主防災会）防災訓練・携帯無線機貸与・無線機の定期交信訓練・防災マップ作成配布・勉強会等</p> <p>住民自治組織）防災訓練実施しているところがある</p> <p>◇地域防災計画の策定：なし</p> <p>◇消防団：5部隊/防災士数：37名</p>
<p>世代間交流</p>	<p>昔遊び交流/青少年育成市民会議（馴柴支部の活動）/ラジオ体操/餅つき/文化祭/夏祭り/星空観望会</p>
<p>福祉</p>	<p>民生委員・長寿会・区長会の顔合わせ会/いきいきヘルス体操/元気アップ体操/敬老会</p>
<p>防犯</p>	<p>青色防犯パトロール/防犯活動（各町内）/講演会（協議会）</p>
<p>サロン活動（住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p>	<p>7箇所（いずれも高齢者対象）</p>
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	<p>馴柴地区花いっぱい運動連合会（青少年育成市民会議、地区長会、長寿会、馴柴小PTA、賛同者）</p>

第2節 課題の整理 —第2期計画の内容の検証と事前調査—

平成29（2017）年4月の第2期計画開始以降、地域福祉に継続的に取り組んできました。期間中、本市と社協は、進捗管理を行いました。そして、本計画を策定するにあたり、進捗管理の総括を行うとともに、コミュニティ協議会や市民へのアンケート、関係団体へのヒアリングなどを行いました。その結果を、第2期計画で掲げた項目ごとに下表のとおりまとめました。

コミュニティ協議会と市民に対するアンケート調査については、以下のQRコードからご覧いただけます。



基本目標1 やさしい思いやりの心を育てる（地域福祉を担う人づくり）

	評価	課題
地域福祉意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・中核的な地域コミュニティが市内全地区で設立され、地域の特色に応じた活動が展開されています。 ・小中学校では、地域の人材を活用した授業や体験活動に積極的に取り組み、福祉に対する理解を深めました。 ・青少年ボランティアスクールやふれ愛交流事業などを通じて、障がいへの理解を深めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育・育成について、学校では活発に行われている反面、一般の方を対象にした取り組みはあまり実施できていません。住民自治組織など一般の方にも応用できるよう既存の取組を拡張するなど検討が必要です。 ➤市民への地域福祉に関する意識啓発

地域福祉を支える人材の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを育成する各種養成講座で、登録者数の目標を達成することができました。 ・ボランティア入門講座を開催し、ボランティアに対する理解を深めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ協議会は、高齢化や担い手不足が深刻です。組織の継続のため事業を絞り込むなど検討が必要です。 ・ボランティア入門講座は、参加者を増やすために時期やプログラムの見直しが必要です。 <p>▶キーパーソンの発掘・育成 ▶後継者不足・次世代の担い手の発掘</p>
------------------	--	--

基本目標2 ふれあいの輪を広げる（地域交流の活性化/地域ネットワークの推進）

	評価	課題
既存施設の活用（居場所づくり）	<ul style="list-style-type: none"> ・元気サロン松葉館は高齢者の生きがいづくりと介護予防の拠点として、また、社協の各支所は地域の高齢者や子どもたちの憩いの場となっています。 ・「地域子育て支援センター」を拡充しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくりは重要な施策であり、拡充に向けた検討が必要です。 <p>▶世代間交流 ▶居場所の設置増、参加者増</p>
地域情報の発信・交換	<ul style="list-style-type: none"> ・メール配信サービス登録者数を増やしました。 ・ホームページをリニューアルし、障がいのある方や高齢者・外国人に配慮しました。 ・視覚に障がいがある方々に対して、広報物を点訳や音訳して配布しました。また、音訳した「りゅうほー」の音声データを、市公式ホームページに掲載しました。 ・地域活動の様子や、各種団体の助成金の情報、全国各地で発生した災害ボランティア情報などについて発信しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートでは必要な情報を得られていないと感じている人の割合が、前回調査より増えていることがわかりました。適切な情報を必要な人に届きやすくするための改善は避けられない課題です。 <p>▶情報の出し方（ターゲットと手段の適切な選択） ▶福祉情報プラットフォームづくり（既存の拡張や応用などの可能性検討）</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">相談支援体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者の相談支援体制の充実を図りました。 ・ 子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にかけて切れ目なく妊産婦の相談に応じました。 ・ 子ども家庭総合支援室を開設し、家庭児童相談員による要支援家庭への相談や訪問など継続的な支援を行いました。 ・ 「心配ごと相談」「法律相談」を実施し、市民の生活相談に応じました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の課を横断する内容を含む相談ケースが増えていることから、相談体制の充実を図る必要があります。 <p>▶マルチな相談対応。相談を受け止める場所の一本化</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保健・医療・福祉の連携体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう在宅医療・介護連携推進会議を設置し、多種職連携を図りながら活動しました。 ・ 認知症初期集中支援チームを設置し、関係機関と連携しながら活動しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談に訪れない潜在的な要支援者に対して、アウトリーチの手法を取り入れた支援の取組を検討する必要があります。

基本目標3 みんなでささえあう地域づくり（福祉活動の推進）

	評価	課題
市民活動・ボランティアの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動・ボランティアの拡充に向けて、まちづくり・つなぐネットでは、事業所や学校等が協力団体となり、地域におけるイベントの運営補助や防犯パトロール、環境美化活動など多彩なサポート活動を展開しました。 ・ボランティア団体の活動紹介や会員募集、助成金情報などの情報発信を行いました。また、ボランティア団体への相談や支援を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動をより身近なものとして定着・継続させていくため、若者・現役世代の積極的な参加を促すための施策を展開していく必要があります。 ・ボランティアの高齢化、活動のマンネリ化、後継者不足など課題が顕在化してきて、各団体の登録者数も減少傾向にあります。情報発信だけではない新たな支援策を検討し、実施していく必要があります。 <p>▶事業運営の工夫・改善（参加者にメリットの提供、脱マンネリ、仕組みを簡素化する）</p>
福祉サービスの適切な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・良質なサービスが提供されるよう、福祉サービス事業者や専門職による勉強会・意見交換会・研修会等を実施し、サービスの質の向上を図りました。 ・成年後見制度の申立てに関する相談対応・助言を行い、判断能力が不十分な方の権利擁護を図りました。 ・判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対して、日常生活自立支援事業を通し、日常的な福祉サービスの利用支援や金銭管理などについて関係機関と連携し支援を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進に関する計画を策定する必要があります。 ・権利擁護を進めるにあたり、相談員のスキルアップと、関係機関との連携強化が必要です。 <p>▶福祉サービス利用の利便性向上 ▶周囲の目などの抵抗感なく福祉サービスを受けられる雰囲気づくり</p>

基本目標4 人にやさしいまちづくり（安全・安心なまちづくり）

	評価	課題
防犯・防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯啓発活動の支援を継続しました。 ・ 地域住民の自発的な防災活動を支援し、地区防災計画を推進しました。 ・ 災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備や、災害ボランティアセンターの運営訓練により災害時の体制づくりに努めました。また、協力体制の強化を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民などが行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」の作成を継続的に支援します。 ▶ 防災意識を高める取組 ▶ 発災時の要支援者への支援体制の整備強化
見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りネットワーク事業では、協力者の拡充に努めました。 ・ ボランティアの協力により、見守りと安否確認を目的とした給食サービスを実施しました。訪問を通して、不安感の緩和と地域交流の促進を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りネットワーク事業については、継続して事業の充実を図ります。 ▶ 老々世帯への支援・見守り ▶ 要支援者への継続的な関与（かかわりつづける、緩やかなつながり）
生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者や本市で生活保護を受給している方を対象に職業紹介のあっせんを行う「龍ヶ崎市無料職業紹介事業所」を開設しました。 ・ NPO 法人への業務委託により、生活保護受給世帯や準要保護世帯の子どもへ学習支援や進学に関する助言などを行い、学習習慣・生活習慣の確立及び学習意欲の向上を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な子どもたちには定期的にかかわりつづけることが重要です。「生活困窮者世帯の子どもの学習支援」、「子どもの居場所づくり事業」など、通う場所があることにより、定期的な見守りが可能になると考えられます。 ▶ アウトリーチによる要支援者への関与

<p>移動手段の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの運行や乗合タクシーについては、利便性の向上を図りました。 ・障がい者が地域で自立した社会生活が送れるよう、外出時の支援を行う「移動支援事業」の周知に努め、事業の活用を促進しました。 ・福祉車両の無料貸し出しを行い、車いす利用者の利便性の向上を図りました。 ・高齢者の外出支援のひとつとして、シルバーカーの購入助成を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスや乗合タクシーは行き先が限られるため、すべてのニーズには対応できていません。移動が困難な高齢者や障がい者の外出支援は引き続き市民の声を聞きながら調整を図るなど、今後も継続的に取り組む必要があります。 <p>▶移動困難者への支援（買い物・移送）方法の検討</p>
----------------	--	---

第3章 計画の方向性

第1節 基本理念

誰かの活躍も大きな力になりますが、市民の皆さん一人ひとりが地域福祉活動に関わることで、そのために、まずはできることへの参加に一步踏み出すことがとても大きな力を持ちます。本市では、まちづくりの基本的な考え方として「協働によるまちづくり」を掲げています。市民の皆さんが、それぞれにできることを出し合って、ともに暮らしやすいまちづくりを目指していきたいと考えます。

そして、人々のニーズや「充実した暮らし」に求める要素が多様化している現代においては、自分だけの価値観に拠らず、他者の考え方を尊重し、思いやりを持ったおつきあいができる心を育てていくこともまた大切です。

以上のことを踏まえて、本計画の基本理念を以下のとおりとしました。

「ともに創る 思いやりのあるまち 龍ヶ崎」

第2節 4つの観点の導入

前節に示した基本理念を踏まえて、本市が実施している地域福祉の諸取組や、前章で課題として示した内容全体を見渡したところ、4つのキーワードが導き出されました。

次章では、この4つの観点ごとに取組を分類し、概観していきます。

1 そだてる・はぐくむ

(①地域活動への参加促進、②地域活動実践者の人材育成とスキルアップ、③地域活動の維持・継続(次世代への承継))

2 つながる・ささえる

(④居場所づくり、交流機会の提供(「ゆるいつながり」づくり)、
⑤相互理解、情報共有、⑥継続的支援・積極的支援の実施、⑦各種
福祉サービス等支援の充実と適正利用、⑧権利擁護の推進)

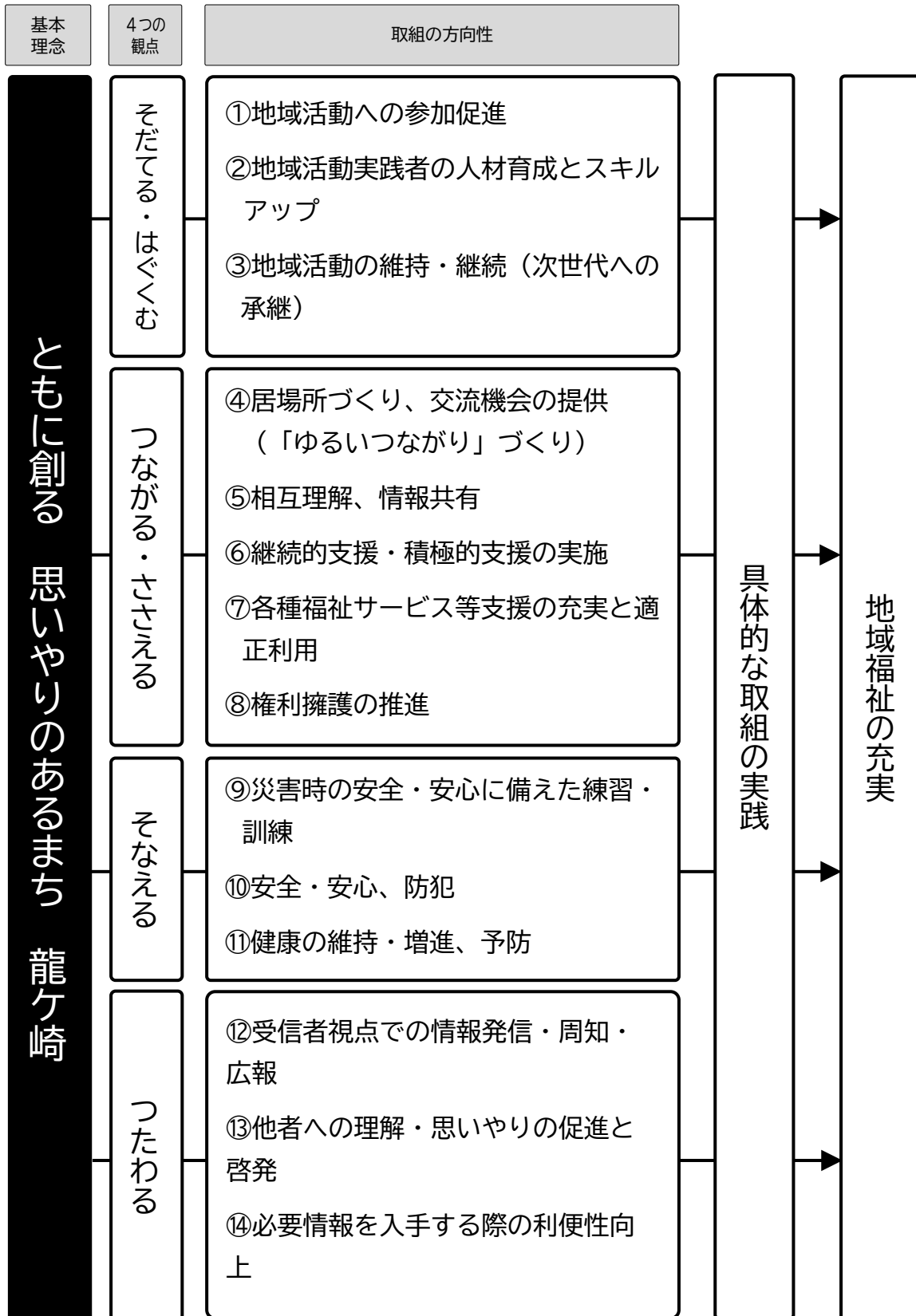
3 そなえる

(⑨災害時の安全・安心に備えた練習・訓練、⑩安全・安心、防犯、
⑪健康の維持・増進)

4 つたわる

(⑫受信者視点での情報発信・周知・広報、⑬他者への理解・思いや
りの促進と啓発、⑭必要情報を入手する際の利便性向上)

第3節 計画の体系



第4章 地域福祉の取組

第1節 そだてる・はぐくむ

地域福祉を考えるとき、まずは、市民の皆さんが、生きづらさを抱えている人がいること、生きづらさを感じる多様な要因があることを知り、そのような人たちを受け入れる気持ちを育んでいくことが大切です。また、全ての地域住民が社会の一員として安心して暮らせるよう、地域活動への理解を深め、地域活動に関わっていくことも重要でしょう。

地域活動に参加するにあたり、地域についてなど事前を知る機会があると参加しやすいかもしれません。また、地域活動を進めていくと、必要な技術を伸ばしたいと思うこともあるでしょう。そのとき、知識や技術を高める機会を求められると考えられます。

本節では、「そだてる・はぐくむ」というキーワードから、地域福祉活動への参加促進、スキルアップ、人材育成などについて取り上げます。

取組の方向性

①地域活動への参加促進	地域住民が地域に目を向け、地域の一員として自分にできることを見つけ、地域福祉事業に参加する機運が高まっている（→地域共生社会の実現）
②地域活動実践者の人材育成とスキルアップ	地域福祉に関する技能や技術について、希望したときに、今できることを高めたり、新たに身につけたりする機会が提供されている
③地域活動の維持・継続（次世代への承継）	現在の地域活動に次世代の参加者が加わり、その活動が維持・継続されている

取組内容

◎：重点項目

項目	概要	取組内容（実施者）
地域活動への参加促進	現在は地域活動に参加していない地域住民に	・地域活動への新たな担い手の発掘（市・社協・地域活動団体）

	対して、地域活動への参加を促す。	◎活動団体運営継続のための各種支援（市・社協） ◎新規ボランティア勧奨のための取組 ・ボランティア相談の受付・紹介（社協）
技能・技術の向上（スキルアップ・人材育成）	新たな地域福祉の担い手になるための、あるいは現在の担い手が技能・技術を高めるための取組を実施する。	◎ボランティア養成講座（市・社協） ・福祉サービス事業者や専門職の資質向上（市・社協・福祉事業者）
地域福祉を知る機会の提供（学習・教育）	地域福祉について知る機会として講座などを実施する。	・各種講演会（市・社協） ・各種講座（市・社協） ・小中学校での「心の教育」（市）

取組指標

指標となる項目	R4基準値	R12目標値
住んでいる地域で行われている地域活動は参加しやすいと感じる人の割合	○%	○%
地域福祉について知る機会（講座の項目・内容・実施時期など）が充実していると感じる人の割合	○%	○%

第2節 つながる・ささえる

隣近所に住んでいる人の顔がわかる。会えば挨拶する。近所の人とプライベートのことを話すような濃密な付き合いはしたくないが、自分が困ったときや災害時などみんなが困っているときには助け合う——。地域の住民どうしの付き合いが希薄化していると言われるなか、必要なときには協力しあえる関係の構築が求められています。

また、小さい子どもを連れた方、障がいや加齢などにより体が思うように動かせない方、経済的に困窮している方など、地域社会の中で日々の生活を送るのに困難がある方々に対しては、福祉サービスなどの支援が適切に受けられる

ことが求められます。支援が必要とはならない人であっても、定期的な見守りを継続することによって、ゆるくつながりつづけていくほうが大切ではないでしょうか。

また、地域で安心して生活するためには、一人ひとりの人権や財産が守られ、虐待などを受けることがないように支援する〈権利擁護²〉の仕組みを整えることも重要となります。

本節では、「つながる」「ささえる」というキーワードから、交流・見守り・支援などについて取り上げます。

取組の方向性

④居場所づくり、交流機会の提供（「ゆるいつながり」づくり）	居場所やたまり場など、年齢や性別など属性を決めずに、地域住民どうしが知り合える交流の場が提供されている。また、地域住民どうしがお互いに顔を知っていて、会えば挨拶をする関係が築かれている。
⑤相互理解、情報共有	地域住民どうしや関係機関との相互理解に努め、必要な情報が積極的に発信され、共有されている。
⑥継続的支援・積極的支援の実施	途切れない継続的な支援（伴走支援）や、支援者側から関わっていく支援（アウトリーチ支援）を行い、さまざまな生きづらさや課題を持つ人が地域で安心して暮らせるよう見守り、寄り添う支援体制が整っている。
⑦各種福祉サービス等支援の充実と適正利用	一人ひとりが自立した生活が送れている。当事者のニーズに応じたサポートが整っていて、抵抗感なく適切に利用されている。
⑧権利擁護の推進	虐待案件が抑制されている。また、成年後見制度が適切に利用され、地域連携ネットワークが機能している。（詳細は●●ページ参照）

² 健常者と障がい者を区別することなく、同様の生活が送れるように支援していこうという理念のこと

取組内容
○つながる

◎：重点項目

取組名称	概要	取組内容（実施者）
地域住民どうしのつながり（交流）	地域住民どうしが顔見知りになる機会を設ける（副次的に顔を合わせる機会になる事業も含む）	◎居場所づくり事業、サロン活動（地域） ・あいさつ声かけ運動（市・地域） ・市内一斉清掃（市） ・中央支所・佐貫西口支所・元気サロン松葉館（社協） ・ふれ愛交流事業、ふれ愛会食会（社協） ・住民自治組織の活動（地域） ・地域コミュニティの活動（地域）
市民と専門機関とのつながり	支援を受けたい人が、専門機関につながる事ができる	・各種相談事業に起因した専門機関への連絡 ・生活支援サービス（市民・地域・事業所・市）
地域と関係機関とのつながり	地域・市・社協などが協力して、活動を行う。あるいは、地域に対して市・社協が協力する。	・協働事業提案制度（市） ・地域担当職員（市） ・災害時地区活動拠点（市） ◎生活支援体制整備事業（市） ・ふれあいネットワーク事業（社協）
関係機関相互の連携・情報共有	特定の市民や地域などに対して共に関わる専門職や専門機関どうしが当該対象者に対して連携して取り組み、情報共有を行う。	◎在宅医療・介護連携（在宅医療連携相談室、地域ケア会議など） 市・事業所 ・介護予防・日常生活支援総合事業（市が中心となって地域などと連携） ・子どもの専門相談機関（地域子育て支援センター、保健センター、つぼみ園など）

要配慮者への見守り活動	高齢者や介助が必要な方で一人暮らしの方など、定期的に関わることにより安否や状況を確認する活動に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りネットワーク（市） ・食事の宅配サービス（市・社協） ・民生委員児童委員による見守り活動（地域） ・自殺対策（市）
-------------	--	--

○ささえる

◎：重点項目

項目	概要	取組内容（実施者、関与者）
地域住民からの相談、地域住民への支援	<p>こども（子育て）、高齢者、障がい者、生活困窮者など、社会生活を送るうえで課題が生じた時に相談を受ける。その際、必要に応じて専門機関などへの橋渡しを行う。</p> <p>→【障がい者プラン・障がい福祉計画・障がい児福祉計画】</p> <p>【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】</p> <p>【子ども・子育て支援事業計画】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・在宅介護支援センター ・基幹相談支援センター ・障がい者相談員 ・子育て世代包括支援センター ・子育て支援コンシェルジュ ・子ども家庭総合支援室（家庭児童相談室） ・スクールソーシャルワーカー ・まちづくり・ポイント制度 ・法律相談（以上、市） ・ふれ愛相談サロン（心配ごと相談、法律相談）（社協）
関係団体への支援	地域活動団体に対して、財政的支援などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿会活動への支援（市） ・居場所づくり活動実施団体への支援（市） ・住民自治組織への支援（市） ・コミュニティ協議会への支援（市） ・市民活動センターによる支援（市）
支援の提供	何らかの支援が必要な方に対して、安心して福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス（市・事業所等）

	<p>サービスが受けられるよう支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス（市・事業所等） ・ごみ回収戸別訪問（おはようSUN）（市） ◎権利擁護の推進（成年後見制度利用促進、虐待防止の取組、消費者被害防止の啓発）（市） ◎認知症施策の推進（認知症サポーター養成講座、オレンジカフェ、認知症専門医療機関）（市） ◎生活困窮者支援（自立相談支援機関、住宅確保給付金、無料学習支援、無料職業紹介、市奨学生制度、生活福祉資金貸付制度、フードバンク）（市・社協） ◎移動困難者への支援（公共交通、市の取組、福祉有償運送事業、福祉車両・車いす・福祉機器の貸出）（市） ・日常生活自立支援事業（社協）
--	--------------------------	--

取組指標

指標となる項目	R4基準値	R12目標値
隣近所の人顔を知っていて、お互いに挨拶しあう関係にある人の割合	〇%	〇%
必要な福祉サービスが受けられていると感じる人の割合	〇%	〇%

成年後見制度の利用促進（龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）

1 計画策定の背景

近年、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や単身高齢者の増加も見込まれており、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性がますます高まっています。また、日常生活での判断等に不安を抱える方へのサポート、障がい者の「親亡き後」の問題といった成年後見制度を取り巻く様々な課題も顕在化しています。

しかし、全国的に見ても、成年後見制度の利用者数は、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況にあり、権利擁護や成年後見制度に関する理解・活用が進む仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、認知症、知的障害や精神障害などによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための制度として、平成12年に介護保険制度と同時にスタートしました。また、平成28年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行し、以後、「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を定めるよう努めることとされ、利用促進に向けて必要な体制の整備が全国で取り組まれています。本市ではこれを踏まえ、成年後見制度についての施策を推進するため、地域福祉計画と成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、制度の更なる利用促進に向けた取り組みを進めていくものです。

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2 具体的な取組

(1) 基本的な考え方

成年後見制度とは、認知症や知的障がいがある方など、自身で判断することが難しい方について、家庭裁判所により選任された成年後見人等が、財産管理や必要な契約の締結等を行い、本人の保護を図る制度です。本計画は、そうした方の権利を擁護するため、成年後見制度を活用できるよう支援し、住み慣れた地域で安心した生活を送れる社会の実現を目指します。

(2) 具体的な取組

(ア) 権利擁護支援の中核機関・地域連携ネットワークの構築

- 中核機関・成年後見センター：

成年後見制度を推進していくには、関係する専門機関とのネットワークを構築し機能させていくためのコーディネーター的機能を果たす中核機関が必要となります。また、中核機関と連携する機関として整備する成年後見センターは、成年後見制度の啓発や普及、相談や申立て支援等、諸事業の推進役となるものです。

当面、地域包括支援センター所管課に中核機関を設置し、啓発活動や相談支援を強化しながら、成年後見センターのあり方について検討していきます。

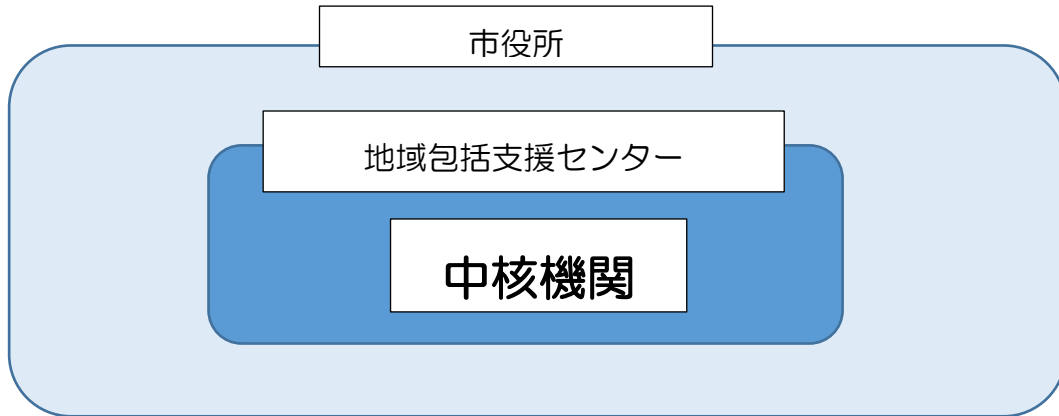
- 地域連携ネットワーク：

権利擁護が必要な方に速やかな支援に繋げられるよう、また、権利擁護の支援に関係する方々が、中核機関を中心として連携を図る地域連携ネットワークの構築を進め、個々の案件についてチームを編成し支援する体制をつくります。権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）などにも、その責務に基づき主体的に取り組めます。

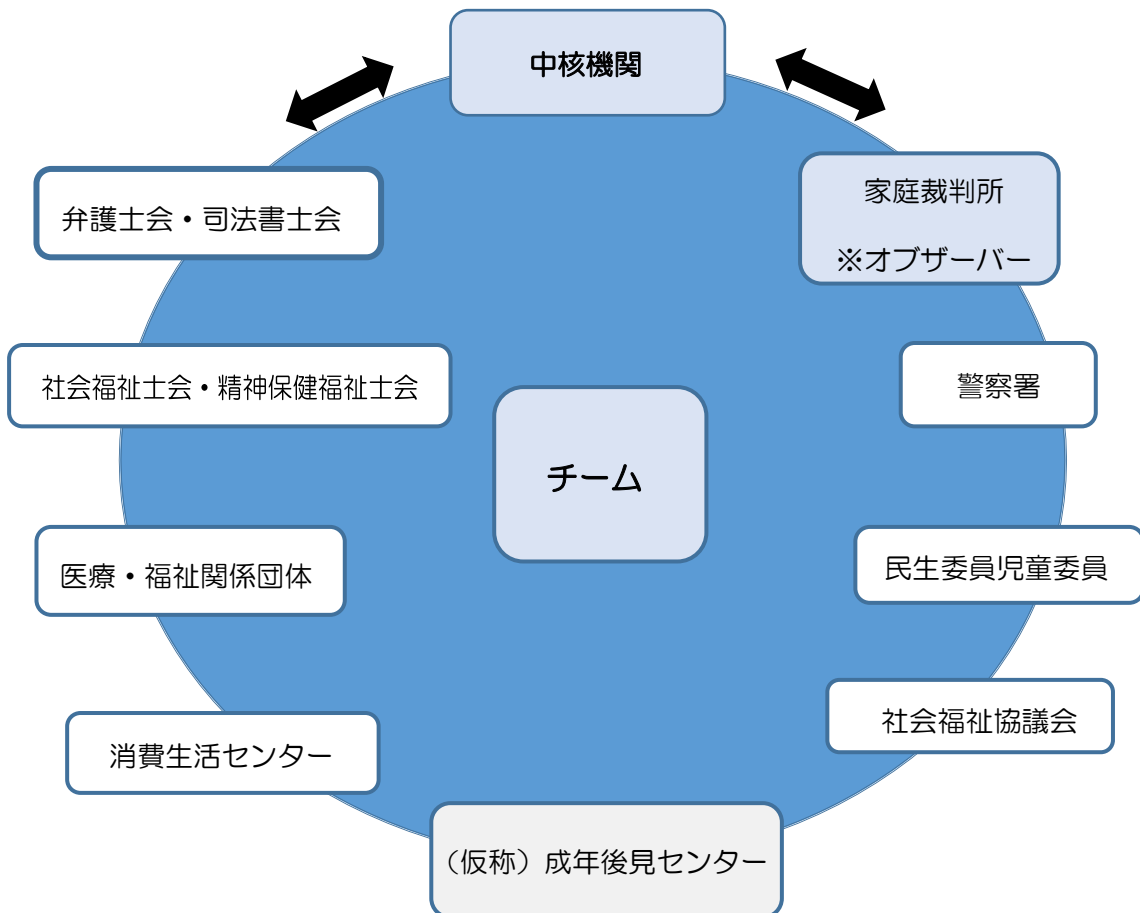
中核機関が担う具体的機能

- ア 広報機能（成年後見制度の広報や周知）
- イ 相談機能（成年後見制度の利用に関する相談等）
- ウ 成年後見制度利用促進機能（本人と後見人候補者のマッチングや市民後見人等担い手の育成や活用）
- エ 後見人支援機能（後見人等の相談や支援等）
- オ 不正防止効果（成年後見制度の安心かつ安全な利用）

【本市における中核機関のイメージ】



【中核機関を中心とした連携支援ネットワーク】



(イ) 成年後見制度利用支援事業

● 市長申立ての活用

成年後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、代わって市長が家庭裁判所に申立てを行います。

● 費用助成

成年後見人に就任した場合、成年後見人等は家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、裁判所がその報酬額を決定します。被後見人の資力が乏しく、財産から報酬が確保できない場合、裁判所が決定した報酬額の全部または一部を市が助成します。

第3節 そなえる

この世に生を受けてから命を全うするまでの間には、様々な困難が生じます。個人のことで言えば、病気や加齢等により体の機能が失われたり衰えたりすることもあるでしょう。また、個人を超えたレベルでは、地震・火災・風水害等の災害や事件・事故等が発生する恐れもあります。

それらの困難に対して、できるだけその危険を回避できるように予防する取組をしたり、その事態が生じてしまったときに最適な行動がとれるよう練習しておく取組をしたりするなどして、日頃から備えておいた方がよいでしょう。

本節では、「そなえる」というキーワードから、防災、防犯、安全・安心、健康維持について取り上げます。

取組の方向性

⑨災害時の安全・安心に備えた練習・訓練	予測できない自然災害に備えて、発災時に地域住民どうしが協力しながら適切な対応が取れるよう、予防・訓練・啓発に関する取組が行われている。
⑩安全・安心、防犯	地域住民が安全・安心に暮らせるよう、地域で協力して、犯罪や失火などを抑止するための取組が行われている。
⑪健康維持・増進、予防	健康に暮らせるよう、病気などの予防や健康維持をサポートする取組が行われている。

取組内容

◎：重点項目

項目	概要	取組内容（実施者）
災害への備え（防災）	地震・台風・竜巻・豪雨などの自然災害が発生したとき、地域住民が適切に行動し安全が確保できるよう実施する取組	◎防災・減災のための訓練・啓発（市） ◎地区防災計画（市） ・自主防災組織への支援（補助金・備蓄）（市） ・地区防災活動拠点（市） ・災害時避難行動要支援者避難支援プラン（市）

		◎災害ボランティアセンター運営（社協） ・防災マップや手引きの作成（地域） ・防災訓練、小学校合同訓練（地域） ・安否確認カードや旗の配布（地域）
事故や犯罪の備え（防犯）	交通事故や空き巣・盗難などの被害を防ぐため、地域で行う防犯に関する取組	・地域における見守り活動（防犯連絡員、防犯サポーター）（市・地域） ・見守りボランティア（市・地域） ・空き家の適正管理（市） ・青色防犯パトロール（地域） ・愛犬とお散歩パトロール（地域） ・登下校時の見守り（地域）
緊急時の備え（安全・安心）	生命維持の危機などの緊急時にすぐ連絡できるよう、日頃から安心して暮らすための取組	・救急医療情報安心キット（市） ・NET119緊急通報システム（市） ・緊急通報システム（市） ・不審者情報（市）
病気や体力低下への備え（健康維持）	病気や加齢などによる体力低下を防ぐため、健康を維持するための取組	・健康体操（いきいきヘルス体操、元気アップ体操）（市） ・元気サロン松葉館（市） ・てくてくロード（市） ・地域スポーツ講座（市・団体）

取組指標

指標となる項目	R4基準値	R12目標値
災害が発生したときに、適切な対応がとられるよう対策が講じられていると感じる人の割合	〇%	〇%
地域は安全で、安心して暮らすことができていると感じる人の割合	〇%	〇%
健康維持・増進に取り組む機会が充実していると感じる人の割合	〇%	〇%

第4節 つたわる

地域で安心して暮らせるための具体的な項目として、第1節から第3節までいろいろな取組を取り上げ、概観してきました。これらの取組につながるために、全体的な周知はもちろんのこと、その情報が必要な人に届く内容・体裁になっているか、その情報が欲しくなった時に入手しやすいか、ということに発信者は留意する必要があるでしょう。

また、取組や事業の情報だけでなく、地域福祉についての基本的な考え方や様々な困りごとに対する理解の輪を広げるための啓発活動も重要な取組です。

本節では、「つたわる」というキーワードから、福祉意識の醸成、理解促進、周知、情報提供やその方法などについて取り上げます。

取組の方向性

①受信者視点での情報発信・周知・広報	情報の受け手に対して、その内容が適切に伝わるよう、受信者視点に立って情報発信されている。
②他者への理解・思いやりの促進と、啓発	地域に住む人たちが、社会的弱者などの困りごとについて正しい情報を得て理解が深まっている。
③必要情報を入手する際の利便性（アクセシビリティ）向上	数多くの情報の中から、欲しいときに必要な内容が入手できるよう情報提供されている。

取組内容

◎：重点項目

項目	概要	取組内容（実施者、関与者）
知ってもらおう・わかってもらう取組①（周知、情報提供）	知ってもらおう必要がある情報を、対象者に知ってもらうため、周知・広報する。	<ul style="list-style-type: none"> ・周知・広報（市・社協・団体） ◎情報ポータルサイトの内容充実（市） ・ガイドブック（福祉サービス、子育て）（市） ・ボランティア情報の発信（社協） ・市民活動情報（団体）
知ってもらおう・わかってもらう取組②	地域の協力が必要なことや、様々な生きづら	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への理解を促す各種啓発活動（防災（命を守る行動を促す）、社

もらう取組② (啓発・理解)	さの要因となる困りごとについて、協力や理解が進むための取組を行う。	会的少数者（在住外国人、障がい者、性的マイノリティ当事者、慢性疾患など）、など）（市・社協）
伝わるための工夫や取組 (提供方法)	(情報を受け取りにくい) 受信者が必要な情報を受け取りやすくなるよう配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式ホームページのユニバーサル対応（多言語自動翻訳、音声読み上げ、UDフォント、画面色変更（色覚対応）） ・窓口での情報保障対応（筆談のほか、磁気誘導ループ、手話通訳士の配置） ・点字・声の広報（社協） ◎受信者視点での情報発信の促進（市・社協）

取組指標

指標となる項目	R4基準値	R12目標値
福祉に関して必要な情報が、必要になったときに適切に受け取れていると感じる人の割合	〇%	〇%
市の福祉に関する情報は、わかりやすく発信されていると感じる人の割合	〇%	〇%

第5節 横断的展開（複数の観点にまたがる事例）

前節までの間に、様々な取組の具体例を挙げながら、4つの観点をを用いて地域福祉の取組を分類し、それぞれ概観してきました。この4つの観点は、個別の取組を分類するのに用いていますが、排他的ではありません。

たとえば、本章第3節で「そなえる」のうち「災害への備え（防災）」の中には、「防災・減災のための訓練・啓発」という取組を紹介しています。しかし、同じく第4節「つたわる」のうち「知ってもらう・わかってもらう取組②（啓発・理解）」があり、その中に各種啓発事業があります。つまり、「防災に関する啓発」という1つの取組が、本計画で重要だと考えている〈防災〉〈啓発〉のどちらも含んでいるのです。

様々な事業や取組に対して重要な側面を焦点化して分類する考え方であるため、1つの取組が複数の側面を持ち得るのです。

第6節 主な取組の紹介

以下には、市、社会福祉協議会、地域活動団体などが実践する取組のうち、主なものを紹介します。

【事業名】 認知症施策の推進 《取組》市	
【観点】 <input type="radio"/> つながる・ささえる <input type="radio"/> そなえる <input type="radio"/> つたわる	写真
【取組方針】 ⑤相互理解、情報共有 ⑩健康の維持・増進、予防 ⑫他者への理解・思いやりの促進と啓発	
【概要】 認知症に関する様々な取組を行います。 ・認知症への正しい理解が広がり、理解者や協力者が増えるよう、認知症サポーター養成講座を行います。 ・当事者やその家族の交流や情報交換の場として、オレンジカフェを開きます。	

【事業名】 災害ボランティアセンターの設置（大規模発災時） 《取組》社会福祉協議会	
【観点】 ◎そなえる ○つながる・ささえる	写真
【取組方針】 発災時の安全・安心に備えた練習・訓練	
【概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に、復興に向けて速やかに動き出せるよう、ボランティアの受入れと派遣を行う災害ボランティアセンターを設置できる体制づくりを進めています。 ・災害ボランティアセンターの運営強化をすすめるため令和3（2021）年5月に竜ヶ崎青年会議所と協定を結び、毎年訓練を実施しています。 	

【事業名】 城ノ内お助け隊 《取組》地域	
【観点】 ◎つながる・ささえる	写真
【取組方針】 各種福祉サービス等支援の充実適正利用	
【概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内のほんの少し困っている人のお助けとして、平成29（2017）年10月に発足。 ・病院・買い物の付き添い（チケット制：1時間300円）を主に行っています。 ・ボランティアを実施することにより、地区内の「生活に必要な方」の利便性の向上につながっています。 ・事務局を城ノ内コミュニティセンターにおいていることで、利用者は常に申し込みができる体制となっています。 	

※ 主な取組については、掲載事例を追加する予定

○地域の取組まとめ

下表は、第2章第1節で取り上げた地域資源データに掲載する地域の様々な取組を、4つの観点で分類しなおしてみました。

<p>そだてる はぐくむ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市子連 ・青少年育成市民会議 ・あいさつ運動 ・夏休みこども向け講座 ・バス旅行 ・昔遊び交流 ・地区運動会
<p>つながる ささえる</p>	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロン ・長寿会 ・子どもサロン ・子ども食堂 ・関係者会議（区長・民生委員児童委員） ・お助け隊 ・催事（運動会、敬老会、子ども会、祭り、餅つき、旅行、収穫祭、どんと焼き、ラジオ体操、懇親会、文化祭、など） <p>【コミュニティ協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動 ・写真展 ・映画会 ・高齢者と子どもの交流事業 ・住民アンケート ・催事（祭り、敬老会、グラウンドゴルフ、ウォークラリー、お楽しみ会、旅行、歩け歩け大会、ハロウィン、ラジオ体操、音楽会、ホテル観賞会、カラオケ、輪投げ、など）
<p>そなえる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練 ・防犯パトロール ・防災マップや手引きの作成 ・地区防災検討会 ・防犯講習会
<p>つたわる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙発行 ・「若柴宿マップ」作成 ・「防災の手引き」作成、配布

第5章 計画の推進体制

第1節 地域福祉推進の考え方

地域福祉を進める際には、地域の特性を踏まえて取り組むのが良いと考えられます。同じ市内でも地域により特徴は違います。地域ごとに福祉課題も異なるでしょう。そこで、地域のことを良く知る地域住民が主役になって、地域福祉に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、地域福祉の担い手が集まり、地域の現状を見つめながら、どのような地域社会の実現を目指すかについて幅広く合意形成しながら目標を定め、参画者でその役割を分担しあい、協働で取り組むことが求められます。本計画は、その実践の参考になることを目指します。

第2節 計画推進のための役割分担

本計画を推進するにあたり、以下のような様々な関与者が互いを尊重し、それぞれにとって最適な役割を分担しながら、地域課題の解決に向けて連携・協力していくことが重要です。地域や課題によって、担う役割の範囲が変わる場合があるかもしれません。ここでは一例として紹介します。

主体	役割（例）
市民（地域住民）	<ul style="list-style-type: none">● 地域福祉を担う主役であることへの理解・周知● 顔の見える関係の構築と関係性の継続
地域（ボランティア・地域活動団体、住民自治組織、コミュニティ協議会、民生委員児童委員）	<ul style="list-style-type: none">● 地域住民が地域福祉活動を推進する基盤・きっかけの場● 行事・奉仕活動・あいさつ声かけ・居場所づくりなど、交流や活動の場（拠点）● 支援が必要な方への定期的な見守り活動
福祉に従事する事業者	<ul style="list-style-type: none">● その地域に合った福祉サービスの提供● 提供するサービスの質の担保、人材育成● 他のサービスを提供する事業者間の連携
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">● 地域福祉の中心実践者・推進者（旗振り役）● 地域に入り込んでの実践● 市との協働・連携

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 許認可・再分配・強制介入など、強い権限を行使して実施すべき取組の実践 ● 制度構築など、広域に定めるべき事項の実施
全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉の意識醸成と理解促進 ● 他の主体との連携・協力・情報共有

第3節 取組の点検・評価・見直し

市・社会福祉協議会が実践する取組のうち、重点項目など、進展が求められる取組は、定期的に進捗管理を行います。長期目標・中間目標を定め、取組の進捗状況を報告します。ただし、他の個別計画等で進捗管理をしている項目は、重複となることから本計画の進捗管理の対象外とします。定例的に実施することが求められる取組については、進捗管理ではなく、定期的な実績報告の機会を設けます。

取組指標として定めた項目については、定期的に、インターネット市政モニター制度³を活用したアンケート調査を実施します。

本計画の期間が8年に及ぶことから、中間である4年後に、内容の見直しを図ります。新たな課題が顕在化することなどが想定されることから、改めて検討していきます。

³ モニターとして登録された市民にインターネットやEメールを使って、アンケート調査に協力してもらう制度。市民・行政の協働によるまちづくりの観点から、行政運営や行政サービス向上の参考にすることを目的に、平成24年10月から新たに開始した。

資料編

- （用語集） ※本文中に脚注として挿入する場合あり
- 策定経過
- 推進委員会（条例、名簿）
- 策定委員会（規則）
- 社協関係資料（理事会・広報調査委員会）

令和4年度第1回地域福祉計画推進委員会 事前質問及び回答一覧

議事(2) 令和3年度地域福祉計画 進行管理について

(清原委員)

【質問事項】

地域福祉に関わる相談窓口として、地域包括支援センターは重要な役割を持っていると思います。市では、平成24年度から「直営化」されています。周辺の市町村では「民営化」例が多いようですが、「直営化」の効果は出ていますか？人材の確保等、苦勞話があればご披露ください。

【回答】

(健幸長寿課) 県内の地域包括支援センターの設置状況ではありますが、茨城県内32市のうち高齢者人口 20,000 人を超えている14市について、令和3年4月現在、委託のみ設置 50.0%、直営のみ設置 28.6% 直営委託とも設置 21.4%という状況になっております。龍ヶ崎市は現在直営であります。

そのメリットとしては、他業務等行政間の連携がしやすく、多様な相談に対し円滑な対応が可能であること、が挙げられると思います。しかし、その一方では、日頃の窓口や電話等による相談、個別訪問・対応に忙殺され、地域包括ケアシステム構築のための各事業等の企画立案・運営に支障も生じています。また、人材につきましても、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員とも全国的に人材不足の状況が続いており、当市も同じです。

高齢者の増加に対応するため、今後もセンターのさらなる機能強化が必要になりますが、その担い手を確保するためにも、委託センターの方法を選択する自治体が多い状況であります。当市も、令和5年度より相談業務等の基本業務について委託する方向で準備を進めております。当市の行政組織としての後継には、委託センターとの連携、各事業等の企画立案・運営の機能を引き継いでいく予定です。

(武田委員)

【質問】

- ①城南中の利用について(活用予定はあるのか、福祉目的にも利用できないか)
- ②買い物難民について(現状について、今後の取組予定について)

【回答】

①(企画課) このことについて、今月開会されていた令和4年第2回市議会において、この旧城南中学校の活用について一般質問が行われました。以下にその答弁内容を要約したものを示し、回答といたします。

- ・「龍ヶ崎市公共施設跡地活用方針」に基づき、まちづくりへの対応、民間事業者等による活用、地域の意向を踏まえた活用の3つの視点などから検討を進める。
- ・流通経済大学や民間事業者へのヒアリング、地域住民との意見交換など、幅広く意見や提案などを集めてきた。
- ・定住人口や交流人口の増加、少子高齢化への対応などの課題解決との関連も重要な視点
- ・流通経済大学からは、スポーツを活用した健康長寿社会づくりなど、早期に活用意向を示しており、協議・検討したい。
- ・そのうえで、最終的には公募型プロポーザル方式で事業者を選定する前提で考えている。

②(介護福祉課)

◎買物難民(弱者)への取組の現状について(主なものとして次の3つの取組)

1. 宅配サービス店等の紹介

住み慣れたこの街で安心して暮らしていくために、日常生活のサポートをしてくれるお店や事業所を市ホームページや広報紙(りゅうほー)及び窓口で配布するチラシで紹介しております。

登録いただいている店舗(令和4年5月末日時点)につきましては、購入した商品の配送を実施している店舗といたしまして、「食品関係」が16店舗、「生活用品関係」が16店舗、「薬局・介護用品関係」が12店舗ございます。また、日常のちょっとした困りごとのサポート等「その他サービス」を実施する6店舗がございます。

2. 福祉の店移動販売店

龍ヶ崎市社会福祉協議会では、週2回障がい者の社会参加・自立を目的とした「福祉の店移動販売店」を実施しております。主に、各地区のコミュニティセンター等での地元の新鮮野菜・地元特産品・食料品など、季節に応じた商品の販売のほか、市内各所で行われるイベントなどで販売を行っております。

お電話などにて予約を受けたお米や持ち運びが困難な重い物・かさ張る日用品をご自宅まで配達するサービスも行っております。
各拠点での販売時間はおおむね30分間となっており、予約を受けた商品につきましては、火曜日若しくは金曜日に宅配しております。

3. イトーヨーカドー竜ヶ崎店 移動スーパー「とくし丸」

現在、株式会社イトーヨーカ堂と「地域活性化等に関する包括連携協定」に基づき、イトーヨーカドー龍ヶ崎店を拠点に「移動スーパーとくし丸」1台が運行しております。

「とくし丸」は、利用者宅の玄関前等に車両を停車して販売しますので、利用者は購入した重い荷物を持ち歩く負担がなく、すぐに自宅に運ぶことができます。

現在、稼働車両は1台で、「佐貫(龍ヶ崎市駅周辺)・藤代エリア」、「川原代・南中島エリア」、「若柴・松葉・長山エリア」の3コースを各コース週に2回ずつ訪問しております。利用顧客につきましては、1日平均50人弱で、70から80歳代が多く、約9割が女性となっております。販売品目は食料品を中心に、日用品や常温で管理できる物等400種類・1,000個以上を搭載しており、刺身や揚げ物等の惣菜が人気と伺っております。また、「とくし丸」に搭載している商品以外にも店舗内で販売している物であれば、要望を聞きながら次の訪問日に販売することも可能とのこと。

◎新たな取組の予定や計画について

これまでイトーヨーカ堂と意見交換を行い、運行台数の増加に向けた要望を行ってきたところです。令和4年4月にも意見交換を行い、その中で同店店長より2号車の運行に向けて引き続き取り組んでいきたい旨を伺っているところです。

今後も引き続き意見交換を行い、その進捗について伺ってまいります。

顧客の開拓作業につきましては、個人宅を訪問して行うため時間と労力を要するもので、100件訪問して1から2件獲得できる程度と伺っております。

(佐子川委員)

【質問】

一般的なこととしてですが、外国につながる方々(日本語が得意でない方々)への対応を説明して頂きたいと思います。

子育てにしても、障がいにしても、防災にしても、言葉のハンデを抱えた方々には、日本語ができる方以上に丁寧な情報発信・説明が必要かと思えます。すでに多言語対応等されていると思いますので、当日ご説明頂ければと思います。

また、そのような日本語が得意でない方々がどれくらい市内に在住されているのか、またその推移(増減)等も把握されているようでしたら、教えて頂きたいと思います。

【回答】

まず、外国につながる方々、日本語が得意でない方々についてのご質問ということですが、特に人数については資料が限られますので、対象を絞ってのお答えになります。日本語が得意でない方には、在住外国人で日本語の理解が困難な方、日本国籍を有するけれども外国にルーツがある方、日本手話が母語のろう者の方などが挙げられますが、ここでは在住外国人を対象とした状況についてお答えします。

当市の外国籍の方の住民登録状況について、統計りゅうがきぎに記載があります。平成19年は1,274人、平成22年まで微増。平成23年・24年は東日本大震災の影響で減少しましたが、その後は平成24年の1,117人から令和3年の2,212人まで、毎年増加していて、特に直近は100～200人の単位で増えています。就労目的のため日本語学習経験方が多いと思われそうですが、習得レベルは個人により異なり、日常会話はわかっていても行政の通知文が読

めないということも多いようです。また、一緒に来日した家族は日本語学習の経験がなく、会話も困難というケースもあります。

当市の多言語対応の状況については、いくつか取組を行っています。

- ・広報紙『りゅうほー』を10の言語に翻訳(無料アプリ Catalog Pocket による配信)
 - ・市公式ホームページに「がいこくじんのかたへおしらせ」「Multilingual(自動翻訳サービスを利用した多言語翻訳)」ポータルサイトを設置
 - ・市役所内一部の課で、翻訳ツール(ポケトーク)を用意して窓口対応実施
 - ・ゴミの出し方や災害時のガイドブックなど配布物のコーナーを市役所1階に設置
 - ・国際交流協会による日本語教室の実施(コロナ禍で休止中、7月から再開予定)
- この他に、市役所内の窓口に翻訳ツール(アプリ)の導入を検討しましたが、市内在住者出身国上位のスリランカの母国語であるシンハラ語やタミル語に対応していないため、導入を見送りました。また、コロナ禍で昨年度までには実施できていませんが、国際交流協会を通じて外国人の参加を呼びかけて防災訓練の実施を検討しています。

(松田委員)

- ・自分が関わっているコミュニティ協議会や防災会、防犯連絡協議会など、いずれも新しいメンバーが増えず、高齢で引退するため、減少の一途をたどっている。
 - ・対策が急務であると考えている。
- ※質問ではなく意見のみ。

(披田委員)

【質問】

- ① 7 頁の「生活支援サービスの体制整備」に関して、具体的な形のある事業とは違って見えにくいものだが、それにしても 2 層の地区レベルの協議体が計 5 か所で作られていること、また第 1 層の協議体は出来ているのかいないのか、など市民に見えない。説明がほとんどない現状だと思います。もう少し、この間のコロナ禍状況があつたものの、どうなっているのか、どうしようとしているのか、について詳しく説明をお聞きしたい。
- ② 8 頁の「障がい者にかかわる関係機関との連携」の項で聞くしかないと思いますが、この説明にもある「ひきこもり」「生きづらさ」そして「孤立問題」に関して、市の現状をどのように把握されているのか、お伺いします。特に、「孤立」については国でもようやくテーマになったところという感じですが、地域福祉の現状の把握という意味で、どうなのかお伺いします。担当部署はどこなのか。
- ③ 12 頁の「災害時避難行動要支援者プランによる要支援者の登録拡充」の項でお聞きしますが、その後の災害対策基本法改正により、市として要支援者の個別計画を「手上げ方

式」ではなく全数について作成して、支援することが求められていると思います。現状と今後の進め方について、ご説明ください。さらに、「福祉避難所」について、在宅の要支援者個々に避難先を事前に決めておくことの課題と、今後の進め方についてご説明下さい。

- ④ 15 頁の「高齢者の外出支援」で「令和 4 年度実施計画」において、「福祉有償運送事業の利用促進、活性化のための課題解決」と記述されているが、どのような取り組みを実施しているのか？ ご説明ください。

【回答】

①(健幸長寿課)「生活支援サービスの体制整備」、いわゆる生活支援体制整備事業は、市町村の日常生活圏域ごとに「生活支援コーディネーター」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めるものです。これは、地域包括ケアシステムの実現に向け、従来から取り組んできた「地域福祉」、「地域づくり」の視点を基盤に、既存の活動を充実させたり、新たな取り組みの創出を図るものであり、地区の実情に応じて進めていくことになるため、小地域単位での意識づくり・気持ちづくりといったプロセスが大切になります。今までのように、市が地域に何かを依頼する、という手法で取り組む例もありますが、当市は住民側での主体的な取り組みを促してきました。現状においては目に見えるような実績は残せておりませんし、第 1 層、市レベルの協議体も設置できておりません。ただ、川原代、松葉など協議体とみなせる地域の取り組みは続いており、市も関与しているところです。今後は、コミュニティ協議会などへも働きかけていくことも考えておりますが、この事業は住民側の主体的な取り組みが鍵になるため、誤解を招かぬよう丁寧な説明が必要だと考えております。

②「ひきこもり」に関しては、表面化しづらい問題であることから現状を正しく把握することは困難ですが、厚生労働省が実施した調査結果(全国で 100 万人)の割合を、当市の人口に当てはめた場合、約 600 人といった数値が導かれます。

次に、「生きづらさ」や「孤独・孤立問題」といった課題につきましても、主観的な概念を含む内容になり、さらに把握が困難ですが、そういった趣旨のご相談があった場合には、訴えに丁寧に耳を傾け、寄り添った対応を心がけています。困りごとの内容によって、担当課は変わりますが、「孤独・孤立問題」の所管としましては、社会福祉課になります。

③(危機管理課)現状では、平成23年度に策定した「龍ヶ崎市災害時避難行動要支援者支援プラン(名称は現在の名称)」に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成し、要支援者に対して避難支援の必要性の意思確認を行うと共に、支援が必要との意思を示した方について、支援者の選定を行い「個別計画」を作成しており、これらの情報を毎年更新しているところで

す。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、市町村は避難行動要支援者ごとに、同意を得られなかった方を除き、「個別避難計画」を作成するよう努めなければならないとされました。この「個別避難計画」では、現在作成している「個別計画」の内容に「避難先」や「避難経路」などの情報が加わっているため、今後これら不足部分について計画していくことが課題となっております。この課題を解決するためには、要支援者の避難に適した福祉避難所を増やすことや移送方法などがさらなる課題となっております。

これらの課題を解決するために、民間福祉施設への協力依頼や庁内関係課において対応を検討しているところです。

④県内各市町村区域における福祉有償運送の実施状況調査とあわせて、関係団体による事業実施の可能性などについて調査・研究を進めてまいります。

議事（3）龍ヶ崎市第3期地域福祉計画（素案）について

（遠田委員）

【質問】

第2期地域福祉計画の基本理念が、第3期地域福祉計画の基本理念に移った（変わった）のはなぜか。

変更のプロセスと、根拠を確認したい。

【回答】

第一に考えたのは、わかりやすさ、覚えやすさです。第2期計画までの基本理念「やさしさ ふれあい ささえあい みんなで育てる ぬくもりのあるまち」に掲げられた言葉は、全て福祉の大切な要素であることは間違いありません。一方で、本計画は市と社会福祉協議会がその取組の体系を示すものですが、この考え方を地域福祉に関わる参与者となりうる方々に届くよう伝えることが大切だと考えました。そのため、フレーズを短くした方が良いという判断に至りました。

また、地域共生社会にも通じる考え方として、「ともに創る」というフレーズを盛り込みました。支える／支えられるという一方的な関係でなく、安心して暮らせるまちづくりに全ての人に関与できる地域を目指すことを表明しています。

(松尾委員)

【質問】

①本計画の対象者は誰ですか。

地域住民が分かりやすく理解しやすくそして活用されていくものと考えていました。しかし全体的内容を拝見しますと、本計画は主体となる方々の理解で作成されたという疑念を持ちました。

取組内容(実施者)中、担当が「市」「社協」などと記載されていますが、これだけの表現で内容まで読み取れますか。

「進行管理シート」は、一般の方も目にすることができるのでしょうか。

②8ページ「社会の動向」中、「8050問題」「ヤングケアラー」など社会動向の中で決して無視できるものではありませんが、本文の中には触れておりませんし、文字面だけで注釈もありません。

また、SDGsについても避けることはできません。9ページの計画の位置づけの中に8例ありますが、それとどうかかわり、実施目標としているのか、本文中からは動向も含め読み取ることができません。

③16ページ、QRコードの件、私自身がQRコードの要領を理解しておりませんが、令和3年12月にいただいたワークショップやアンケートの内容や回答がすべて網羅されるのですか。なぜQRコードにしなければいけなかったのですか。

【回答】

①本計画は、地域福祉に関心を持った方が、関係分野に明るくなくても、地域福祉の考え方や市・社協の取組を概観できる内容を目指しています。読みにくい・わかりにくいというご意見を真摯に受け止め、課題や取組を紹介する際の前後のつながりのわかりやすさなど意識しながら、いただいたご意見を参考に検討してまいります。

②社会動向の諸問題に対する取組に言及した箇所がないとのご指摘については、たしかに不明確であるため、記載する取組について改めて関係課と協議する予定ですので、改善してまいります。SDGsについては、今回お示した素案に盛り込むことができず申し訳ございません。本計画には、第1章第5節で、17のゴールのうち、関連する項目を表示します。

③本計画では、素案にもお示したように内容を凝縮して提示するとともに、より詳細にご覧になりたい方にはアンケート結果等を掲載した市ホームページへ誘導するQRコードを表示する形を取りました。課題整理のページ数は少ないですが、全般の内容を網羅したものとなっていると思われます。現在、誘導先のサイトには、市民(無作為抽出)及びコミュニティ協議

会へのアンケート結果報告書を掲載しています。今後パブリックコメントを実施するまでには、課題整理の冊子(あるいはそれに準ずるもの)を公開することといたします。

(披田委員)

【質問】

「第 3 期地域福祉計画(素案)」について

- ① 6 頁の第 1 章第 1 節の「地域福祉とは一地域福祉の定義」において、「地域住民が主体になって進める地域づくりの取組」としています。同じ部分を「第 2 期計画」で見ると、「地域住民が主役となって進める地域づくりの取り組み」とされており、ほとんど同文ではありますが、「主役」と言っていたものが「主体」へと微妙に変えられています。

地域住民自身が自ら地域福祉を担うべき、との考え方を反映しているように取れるのですが、それは適当でしょうか？ この計画の策定自身、市民参加の手続きを一応とっているとは思いますが、策定主体は「龍ヶ崎市」と「龍ヶ崎市社会福祉協議会」だと思います。その「行政計画」において、「地域住民」が主体となって「取り組むべき」という姿勢で書くことは、「協働精神」の逸脱ではないか、とまで言ったら言い過ぎでしょうか。

この微妙な変更についての、龍ヶ崎市としての考え方(の変化)について、ご説明ください。(ちなみに、42 頁の第 5 章第 1 節では、同様な記述において「主役」という第 2 期計画と同じ文言で書かれています。)

- ② そもそもの問題ですが、この「第 3 期地域福祉計画」を策定するのは、龍ヶ崎市と龍ヶ崎市社会福祉協議会とされ、一体的に策定作業がなされるとともに、一体的な「計画」となっています。2010 年策定の「第 1 期計画」では、別建てのものとして策定され、社会福祉協議会は「龍ヶ崎市地域福祉行動計画」の名で、社会福祉協議会自身が計画し・実施することを「行動計画」として、「地域福祉計画」の下で策定されていました。

このことについては、「第 2 期計画」の 4 頁において、(この二つの計画は)「いわば車の両輪で」「地域に関わる主体の役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となることから、本市では両計画を一体的に策定することとしています。」と説明されています。そして、今回の「第 3 期計画」ではそのまま踏襲されていると思われませんが、果たしてこれは適当なのでしょうか？

両者、「龍ヶ崎市」と「社会福祉法人 龍ヶ崎市社会福祉協議会」とは、龍ヶ崎市長が会長を務めているとはいえ別の法人格をもち、行政機関としての市と民間の社会福祉団体であって、社会福祉協議会の会員は会費を納める地域住民です。何か、市の附属物のような扱い、または市と同等な福祉行政機関であるかのような位置におくべきものではないのではと考えます。

このことについての考え方、「社会福祉協議会」の位置、役割、地域住民との関係などについて、整理して記述を加えることが、最低限必要ではないでしょうか。

42 頁の「計画推進のための役割分担」の項において、「市民」「地域」「福祉に従事する事業者」「市」「全体」のひとつとして「社会福祉業議会」の役割に関して記述されていますが、なぜ、この社会福祉協議会だけは、市とともにこの計画の策定主体となっているのか、社会福祉協議会自身としての自らの「(行動あるいは実践)計画」は策定されないのか？ 判然としません。

- ③ 31 頁から 34 頁に「成年後見制度の利用促進(龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画)」として、成年後見制度の利用促進についての計画が、第 4 章第 2 節「つながる・ささえる」の一部のような形で入っています。

法の定めで「努力義務」とはいえ、当市が率先して「基本計画」を策定して、成年後見制度の利用促進を図ろうとしてこの計画を策定することは歓迎するものですが、なぜ、この「第 3 期地域福祉計画」の一部に書き込む形での策定とするのかについては、釈然としません。法によれば、「基本計画」の策定以外にも、「成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を構ずること」や「審議会その他の合議制の機関を置くこと」なども努力規定とはいえ求められており、いずれにしろ、地域福祉的な関係機関等との連携支援体制が求められるものとはいえ、行政計画として独立して策定される方が、明確にもなり、その後の対応もしやすいのではないかと考えますが、なぜ、「地域福祉計画」の一部に組み込む形をとろうとしているのでしょうか？

- ④ 16 頁の第 2 章第 2 節「課題の整理—第 2 期計画の内容の検証と事前調査」で、第 2 期計画の振り返り・総括がなされています。第 2 期計画と比べるとコンパクトに圧縮されていますが、評価と課題として分析的に記述されていると感じます。しかし、課題としてどうとらえて今後どのようにつないでいこうとしているのかが、分かりにくいです。

一例として、21 頁の「移動手段の確保」に関してのまとめ方で「移動が困難な高齢者や障がい者の外出支援は引き続き市民の声を聞きながら調整を図るなど、今後も継続的に取り組む必要があります。」とされています。しかし、これに対応した第 3 期計画の 30 頁の「ささえる」の項の「支援の提供」において「移動困難者への支援(公共交通、市の取組、福祉有償運送事業、福祉車両・車いす・福祉機器の貸出)(市)」と簡単に触れられているものの、この間になされてきた各取り組みとその困難さについての葛藤などが、ほとんど表現されないばかりか、何を第 3 期においてやろうとするのかも判然としないものとなっているように思います。

計画への表現の仕方とともに、各事業主体(市の各課や社協)における煮詰めが出来ていないままに、計画にはテーマだけを載せるということにはなっていないのだろうかと心配しますが、どうなのでしょう。

【回答】

①「主役」「主体」という用語の使用についてです。結論から申しますと、「主役」に統一する過程で修正が漏れた誤記です。実際に、両語について、策定に関わるメンバー内で用語の捉え方や認識に差異があり、議論になりました。「主体」とは集団を形成する中での主要な部分を意味する言葉であり、「主役」は中心となる役割を担うものを意味する言葉だと認識しています。ここでのご指摘は、本文を読み進めると、市が地域住民に対して地域課題解決の旗振り役を担うべきであると読み取れるとのことと受け止めました。強いることを意図していたわけではありません。ご指摘を真摯に受け止め、いただいたご意見を参考に検討してまいります。

②地域福祉計画と地域福祉活動計画が一体的に策定されていることについて、ご指摘のとおり、第2期計画では記載がありますが、素案内では抜けています。おっしゃるとおり、このことについて言及がなかったことは不適切であり、ご質問の文中にもお書きいただいておりますが、社会福祉協議会の位置づけや役割などの記述及び一体的に策定を進める意義について言及するよう修正してまいります。

③(健幸長寿課) 成年後見制度利用促進基本計画については、国、県、市町村がそれぞれの役割に基づき策定するものですが、市は市の区域における、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備について定めるものとなります。

平成 31 年 3 月に「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会(事務局:一般財団法人日本総合研究所)」が作成した「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」によると、市町村計画のパターンとして、成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する方法と地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法が示されています。既に策定を終了している自治体のうち、8割以上の自治体で他の法定計画と一体的に策定しているところです。

当市では、施策のつながりを考慮し、地域福祉計画と一体的に策定する方法を選択しました。地域福祉計画においても、国のガイドラインで成年後見制度利用促進の施策に関し盛り込むべき事項が示されており、これら項目を整理することにより、より計画の内容について検討しやすくなると考えております。

④第2章第2節で整理した課題が、第3章及び第4章へつながっていない(この記述では、つながりが見えにくい)とのご指摘です。具体例でお示しいただいているのは、総括が簡潔でこれまでの過程が不明瞭という点、各施策に対する取組が見えにくい点、各事業主体との調整が不十分ではないかというご懸念です。

特に、第2章から第3章以降へのつながりが不明瞭という点については、他の方からもご指摘がありました。つながりを意識した構成に改めてまいります。

●地域福祉に関する課題と、取組に向けた方向性の整理

前節までの内容をまとめるとともに、重要課題として取り上げた各課題の共通事項を捉えて、以下のように整理しました。

抽出された課題	共通すること
<ul style="list-style-type: none"> ▶キーパーソンの発掘・育成 ▶後継者不足・次世代の担い手の発掘 ▶事業運営の工夫・改善（参加者にメリットの提供、脱マンネリ、仕組みを簡素化する） 	<p>人や組織を「そだてる」こと</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶世代間交流 ▶居場所の設置増、参加者増 ▶マルチな相談対応。相談を受け止める場所の一本化 ▶福祉サービス利用の利便性向上 ▶周囲の目などの抵抗感なく福祉サービスを受けられる雰囲気づくり ▶老々世帯への支援・見守り ▶要支援者への継続的な関与（かかわりつづける、緩やかなつながり） ▶アウトリーチによる要支援者への関与 ▶移動困難者への支援（買い物・移送）方法の検討 	<p>地域の人どうし、あるいは地域の人と支援機関などが「つながって」いること。そのうえで、支援が必要な人を「ささえる」こと</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶防災意識を高める取組 ▶発災時の要支援者への支援体制の整備強化 	<p>災害や犯罪など、危険に「そなえる」こと</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶情報の出し方（ターゲットと手段の適切な選択） ▶市民への地域福祉に関する意識啓発 ▶福祉情報プラットフォームづくり（既存の拡張や応用などの可能性検討） 	<p>情報が必要な人に必要な情報が「つたわる」こと</p> <p>地域福祉の充実に資する意識や考え方が「つたわる」こと</p>

次章以降では、この共通項を分類項目に用いて、重要課題のほか市及び社会福祉協議会が実行すべき取組全体を分類しながら、地域福祉の充実のために実施する取組を示します。

※26～30 ページの構成を組み替えました。それがわかる箇所をお示しします。

第2節 つながる・ささえる

隣近所に住んでいる人の顔がわかる。会えば挨拶する。近所の人とプライベートのことを話すような濃密な付き合いはしたくないが、自分が困ったときや災害時などみんなが困っているときには助け合う——。地域の住民どうしの付き合いが希薄化していると言われるなか、必要ときには協力しあえる関係の構築が求められています。

また、小さい子どもを連れた方、障がいや加齢などにより体が思うように動かせない方、経済的に困窮している方など、地域社会の中で日々の生活を送るのに困難がある方々に対しては、福祉サービスなどの支援が適切に受けられることが求められます。支援が必要とはならない人であっても、定期的な見守りを継続することによって、ゆるくつながりつづけていくほうが大切ではないでしょうか。

また、地域で安心して生活するためには、一人ひとりの人権や財産が守られ、虐待などを受けることがないよう支援する〈権利擁護〉の仕組みを整えることも重要となります。

本節では、「つながる」「ささえる」というキーワードから、交流・見守り・支援などについて取り上げます。

取組項目

- 項目4 居場所づくり、交流機会の提供（「ゆるいつながり」づくり）
- 項目5 相互理解、情報共有
- 項目6 継続的支援・積極的支援の実施
- 項目7 各種福祉サービス等支援の充実と適正利用

はじめに各節で扱う項目を示す

項目5 相互理解、情報共有

○取組の方向性

・地域住民どうしや関係機関との相互理解に努め、必要な情報が積極的に発信され、共有されている。

○具体的施策

取組名	事業・施策等名称	実施者（所管課等）
関係機関相互の連携・情報共有	◎在宅医療・介護連携（在宅医療連携相談室、地域ケア会議など）	介護福祉課 健幸長寿課
	・介護予防・日常生活支援総合事業（市が中心となって地域などと連携）	介護福祉課 健幸長寿課
	・子どもの専門相談機関（地域子育て支援センター、保健センター、つぼみ園など）	社会福祉課 こども家庭課 健康増進課

項目6 継続的支援・積極的支援の実施

○取組の方向性

・途切れない継続的な支援（伴走支援）や、支援者側から関わっていく支援（アウトリーチ支援）を行い、さまざまな生きづらさや課題を持つ人が地域で安心して暮らせるよう見守り、寄り添う支援体制が整っている。

○具体的施策

取組名	事業・施策等名称	実施者（所管課等）
要配慮者への見守り活動	・見守りネットワーク	社会福祉課
	・食事の宅配サービス	介護福祉課 社会福祉協議会
	・自殺対策	社会福祉課
	・民生委員児童委員による見守り活動	地域（民生委員児童委員）

重点項目について

【事業名】生活支援体制整備事業	【所管課】健幸長寿課
<p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療や介護サービスだけでは解決しづらい暮らしの困りごとに応える「生活支援」や、高齢者が楽しく取り組める「介護予防」の充実など、行政サービスのみならず、地域住民のほか、民間企業やNPO、社会福祉法人等の多様な団体が協力し合い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、みんなで支え合う地域づくりを目指す。 	
<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生活支援コーディネーター」「協議体」の設置 	

【事業名】権利擁護の推進	【所管課】健幸長寿課
<p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お金の管理など、自力での判断が難しい人が、支援を受けて自立した生活を送れるよう支援する ・当事者やその家族のほか、広く一般に権利擁護の考え方を周知する 	
<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進 ・虐待防止の取組 ・消費者被害防止の啓発 	

【事業名】居場所づくり事業、サロン活動	【所管課】健幸長寿課 社会福祉協議会
<p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の交流の場づくりを支援することにより、閉じこもったり他者との接触が減少したりしている人に交流の機会を提供する ・同じ悩みを持つ当事者やその家族などが、相談や交流することができる場づくりを実施する、あるいは支援する 	
<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で自主的に居場所づくり事業を推進している団体等への支援 ・新規実施を検討している団体等への立ち上げ支援 ・サロン活動の実施 	

取組指標

指標となる項目	R4基準値	R12目標値
隣近所の人を知っていて、お互いに挨拶しあう関係にある人の割合	0%	0%
必要な福祉サービスが受けられていると感じる人の割合	0%	0%